

第百二回 参議院法務委員会會議録第四号

昭和六十年三月二十八日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

三月二十七日

補欠選任

杉元 恒雄君
水谷 力君
吉村 眞事君

石本 茂君
河本嘉久蔵君
園田 清充君
安井 謙君

三月二十八日

補欠選任

石本 茂君
河本嘉久蔵君
園田 清充君
安井 謙君

石本 茂君
河本嘉久蔵君
園田 清充君
安井 謙君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

大川 清幸君
海江田鶴造君
小島 静馬君
寺田 熊雄君
飯田 忠雄君
土屋 義彦君
徳永 正利君
名尾 良孝君
福田 宏一君
藤田 栄君
藤田 正明君
松岡満寿男君
柳川 覺治君
小山 一平君
橋本 敦君
柳澤 鍊造君

國務大臣

法務大臣

警察庁長官官房
審議官
警察庁刑事局審
議官

法務大臣官房長
法務大臣官房長
法務省民事局長
法務省刑事局長
法務省矯正局長
法務省人権擁護
局長

法務省入国管理
局長

外務大臣官房審
議官

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務
総長

最高裁判所事務
総局総務局長

最高裁判所事務
総局人事局長

最高裁判所事務
総局家庭局長

事務局側

常任委員会専門
員

説明員

外務省アジア局
北東アジア課長
大蔵省理財局国
有財産総括課長

中山 千夏君

嶋崎 均君

福島 静雄君

於久 昭臣君

岡村 泰孝君

菊池 信男君

枇杷田 泰助君

寛 榮一君

石山 陽君

野崎 幸雄君

小林 俊二君

有馬 龍夫君

勝見 嘉美君

山口 繁君

櫻井 文夫君

猪瀬慎一郎君

奥村 俊光君

田中 誠二君

大蔵省証券局資
本市場課長 金野 俊美君

本日の會議に付した案件

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○供託法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(大川清幸君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨二十七日、水谷力君、吉村眞事君及び杉元恒雄君が委員を辞任され、その補欠として石本茂君、河本嘉久蔵君及び園田清充君が選任されました。

なお委員の異動について御報告いたします。本日、石本茂君及び河本嘉久蔵君が委員を辞任され、その補欠として松岡満寿男君及び柳川覺治君が選任されました。

○委員長(大川清幸君) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び供託法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 一昨日のこの委員会におきまして、私は刑事施設法案並びに留置施設法案についてお尋ねをしたわけであります。その際、警察庁の福島審議官の御答弁によりまして、刑事施設法案と留置施設法案との合体法案、刑事施設並びに留置施設法案という仮称ですが、この合体法案は来通常国会に法案が提出される際にもやはりあり

得るだろうかということをお尋ねしたわけであります。ところが、福島審議官は刑事施設法案並びに留置施設法案の二本立てで出すのが筋でありまして、このことをひたすら強調されて、合体法案で提出することもあり得るかという私の質問に対して明確な答弁をなさらなかったわけでありまして、自民党の法務部会の関係者その他に私が直接いろいろと尋ねますと、この合体法案はむしろ警察庁の方が提案したようでありまして、どうも私は説明を受けておる。そうしますと、みずからが提案したものをこの期に及んであえて避けるがごとき答弁をするというのはどうも合点がいかない。この点について審議官にもう一度お尋ねをしたい。

○政府委員(福島静雄君) お答えいたします。この法案を再提出する方法につきましてはいろいろ考えられると存じます。先日の答弁で二法案の形で出すのが基本的には望ましいと申し上げましたのは、昭和五十七年に一たん提出いたしましたときの経緯から私の気持ちとして申し上げたわけでございますが、先生の御示唆のような両法案の合体という方法も十分考えられるところでございまして、そのような方向について調整努力をしてきた経緯もございまして、そこで今後におきましては、その合体方式も含めましてよく検討を進めてまいりたいと、かように考えております。

○寺田熊雄君 大変明確なお答えをいただいたわけでありまして、やはり警察庁が法務省に相当誠心誠意協力しませんと合体法案は成立しないことは明瞭であります。自民党の法務部会の方々にお尋ねをしますと、どうも内心は警察庁はそれを望んでおらぬかのごとき印象を受けておられるようでありまして、そういたしますと、その協議が必ずしも成立に至らないということも十分考えられるわけで

ありますが、果たして警察庁としては、合体法案の方途がもしも選択された場合には誠心誠意それに協力する意図があるのかどうか。内心はそれを望まない、したがって協力は形だけであつて実態はむしろ反対の方向に向いておるということであつてはどうかという印象も受けますが、その点いかがでしょうか。

○政府委員(福島静雄君) 今後よく御協議をすることが必要であると思ひますが、警察庁といたしましては、誠意を持ちましてその方式についても検討してまいりたいと存じております。

○寺田熊雄君 さて、それぞれの官庁がそれぞれ自己が善と信ずるところを主張するということが、これはまことに当然のことで、結構なことであるわけでありませう。そこで、もしも誠心誠意相互が協議を尽くしてもまとまらない場合、そのときはどうなるのかということが考えられるわけでありませう。

自民党の法務部会では来国会は刑事施設法案単独でも絶対に出すべきであるという決議をしたというのを私は仄聞をいたしておるのであります。が、法務省の矯正局長はそれを御存じかどうか、そしてどんなふうにならぬかと今考えておられるのか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(石山陽君) ただいま寺田委員仰せのような形で法務部会から御激励をいただいておりますことは事実でございます。私どももいたしましては、刑事施設法案を何とか早急に国会に提出させていただきます。慎重御審議の上速やかにその成立を願うたいという本来の希望に変わりはございませんので、今後ともその方策について関係省庁と十分協議をしながら話を進めたいと思つております。ただ、一般の御質疑の際に私が申し上げましたように、いろいろな選択肢がございますけれども、それなりに立法政策または立法技術上の問題点のある点もございませうので、それらの今御指摘のような方向も含めまして十分今後検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○寺田熊雄君 あなたの御気持ちはよくわかつたが、それで、やっぱり協議が成立しないことも、望ましいことではないけれども、ないとは言えないでしよう。そのときはやっぱり刑事施設法案単独で提出されるということになるわけですか。

○政府委員(石山陽君) 協議が成立しないし最初から決めてしまふのもいかに思ひますので、協議が成立しますようこれから誠心誠意やつていく、その結果によりたいと思つております。

○寺田熊雄君 それはそうだが、初めから成立しない場合を想定するというのもなんだけれども、ただ自民党の法務部会があなたに對して、単独でも絶対来国会は出さんだといつて決議した、今国会は藤尾政調会長の裁断に従うということであつたようでありませうから、そういう決議があるということはやつぱり自民党の皆さんも一抹の不安というものをそこに感じておるわけだね。それだから私もあえてお尋ねしたわけ、だから全くこれは理論的な問題になるかもしれないが、あなた方が誠心誠意両省庁で協議してくださるようには私も希望します。そうなると思うけれども、もし不幸にしてならぬ場合には自民党の法務部会の激励にこたえる形もあり得るということなんでは。

○政府委員(石山陽君) 大変激励のお言葉をちょうだいして恐縮でございます。私どもとしましては、そのような御裁定があつたことも否定できませんし、それから、今回の国会情勢を踏まえまして、党の法務部会の諸先生方に大変温かい御支援をいただいたことを感謝申し上げておるわけでございませう。これらを前提といたしまして十分に話を詰めてまいりたいと思ひますが、先般申し上げましたような問題点があることも事実でございます。やはり立法政策上、両省庁で完全に同意ができる方向に進めなければならぬという一つの命題は確かにあるかと思ひますので、この点を含めて検討した結果、その選択肢のうちの最善の方法を選びたいというふうに考えておるところでございます。

○寺田熊雄君 言葉は丁寧だが、やっぱり自己の

あれを押し通した形だね。大臣、やはりこれは局長としては今のようにならざるを得ないかもしれませんが、監獄法の改正というのは、これは日弁連もその必要性がありまして、もう既に二十年ぐらゐ前から審議を始めておるような経緯もあるわけですから。それ自体は日弁連も反対しておるわけじゃないので、反対はあくまでも代用監獄制の維持という点にかかつておるわけですが、その点大臣としてはどういうふうな今構想を練つておられるのでしょうか。

○國務大臣(嶋崎均君) ただいまの刑事施設法案の問題でございますが、監獄法の全面的な改正をせよやうな気持ちは、それが前々から弁護士会の方からも、あるいは野党の皆さん方からもこれは直したらどうかという経緯は我々も十二分に承知しておるわけでございませう。今回いろいろな経緯がありまして、監獄法改正の早期実現が必要であるという事情はいささかも変わつておらないというふうには私自身は思つておるわけでございませう。

実際の運用は今の制度でも何とかうまくこなしているんじゃないかという御議論もないわけじゃないけれども、しかし何しろ明治四十一年からあの法律に基づいて運用しているというところ、時代が相当変わつておるわけでございませうから、私はもうぜひともそれを改正して、意図しておりますように、監獄に入つた人の処遇の問題、あるいは人権その他の問題、あるいは国際化の問題、いろいろ問題があると思つてございませう。それらの問題もぜひとも十分に弁護士会その他とも協議を重ねて、譲るべきところは譲らなければいけませんし、守るところは守らなければいけないというふうな意味で今まで整備努力をしてもらつたつもりでおるわけでございませう。したがうして、ぜひともこれは成立させたいという気持ちは少しも変わつておらないわけでございます。御指摘のように、何とか、国会に提出すべく準備をして、昨年以來非常に事務当局にも努力

をしていただき、また警察庁の方との関係も当初からいろいろ調整をやりまして、同時にこれを提出しようという意味での努力を積み重ねてまいつたわけでございませう。それが三月の初めになつて、まあ国会の事情もありませうし、またいろいろ各般の意見を十分聴取して整理をしなければならぬというふうな御考えもありませんし、そういうことで警察庁の方で留置施設法案につきまして提出をしないというふうなことに相なつたわけでございませう。

したがって、私はどこまでも出したいというふうな御気持ちはあつたものでございませう。そういう御気持ちは伝わつてから後、何とかそれと単独でこれを処理する方法がないだろうか、あるいはそれが難しいのなら、警察庁の方からお話がありませうから、苦勞のあるだけはないのでございませう。どうだろうかというところで、矯正局長の皆さん方も大変な御努力を願つて積み重ねてやつてまいりました。しかし、御承知のように、立法技術上純粹に単独で整理をする、あるいは合体で整理をするというふうなことを考えてみましても、まあとことん技術的に全然関係なしに処理するということなことになればこれは技術的にできるかもしれない。しかし、やはりこういう問題というのは、飯田先生の方からも要するに捜査権の問題についていろいろ議論がありませう。やつぱり政策的な判断というものが、調整というものが前提になつて、そういう中で整理をしなければ技術的な問題もある程度解決しない分野というものはあるのだからと思つてございませう。私自身は直接その折衝の場に出たわけじゃありませんけれども、大変な苦勞を重ねて、結局この国会に提出するのには調整すべき点が非常に多いというふうな結論になつたわけでございませう。この問題を提出しないというものは、自民党の中の政策判断でこれはしようがないということになつたわけじゃありませんで、十二分に省庁間の調整というものが別にやつておりますし、それが

ら私自身もこの問題について表に出るか出ぬかは別にしまして努力をすることは努力をさしていただいたつもりでおるわけでございますけれども、結局今日のような事態に相なったというのが現実であるわけです。したがって、次の国会にはぜひ我々も出したいと思ひますし、そういうときにはことしの経緯というものをよく考えた上で両方がやっぱりそういう気持ちでもって努力をする、そういう形でぜひとも問題の解決を図りたい。

やり方はいろいろあると思うんですが、スタートはやはり既にもう九十六国会から両法案別建てで出ておるわけでございますから、そこで一応の調整というものはできているわけです。その上にある程度の検討、修正ということを考えて今度の法案をつくった現実があるわけでございますから、そこをスタートにして御議論をしたいというのが警察庁の御意向でもあつたらうと思ひ、我々もやっぱりスタートはそういうところから出発するのが妥当であろうというふうな意味で発言が行われたのだらうというふうに理解をしておるというのが現実でございます。

いづれにしても、当初申し上げましたように、早期にこの改正を実現したいという気持ちは変わっておりませんので、どうか委員の皆さん方にも今後積極的にひとついろいろな意味で御協力を賜りますことを心からお願ひを申し上げる次第でございます。

○寺田熊雄君 それならば一応この問題はこの程度にいたしまして、福島審議官大変御苦労さまでした。

次は外国人登録法の改正についてお尋ねをいたします。

これは一昨日もお尋ねをしたわけですが、指紋押捺義務、登録証の常時携帯義務、両義務違反の場合の刑事罰の点で、なにか指紋押捺義務につきまして、これは外務、法務、まあ主管は法務であります、外務を含めてこれについて日韓首脳の間で共同声明の線に沿って改正の検討をされている。

という法務省入管局長の御答弁があつたわけでありませう。もつともこの問題に非常にかかわりのある警察庁の見解を求めますと、警備局審議官の答弁ではかなりこの法改正に対して厳しい見解が返ってくるわけでありませう。そこで、法務省、警察庁、外務省、それぞれがやはりそれぞれの善と信ずるところを一応主張していくということ、これも当然のことではあります、外務省としてはどんなふうな考えでおられるのか、一応外務省の見解をお尋ねしたいわけではあります。

○政府委員(有馬龍夫君) お答え申し上げます。指紋押捺等の在日外国人に課せられておる具体的な義務は、直接外務省が所掌していることではございませぬけれども、在日外国人の法的地位及び待遇について、どのような制度が最も適切、妥当であるかということにつきましては、国内的な諸事情に加えて外国の事情、外国における姿といったようなものをも勘案して、幅広くかつ慎重な研究、検討が必要であると考へておる。

それで、お尋ねの点でございませぬけれども、外国人登録法は昭和五十七年に改定されたばかりであるという事情がございませぬが、他方、指紋押捺などについていろいろな意見が寄せられていることも私どもは十分承知しているわけでございませぬ、先ほど先生も言及されました日韓共同声明の趣旨をも踏まえて、制度上あるいは運用面での各般の問題点について、今関係省庁間で鋭意検討しているというところでございませぬ、外務省もその中に入つておる、こういうことでございませぬ。

○寺田熊雄君 私どもの聞くと、このようにと、近く大量の切りかえがなされるわけでありませぬが、この切りかえのときに今すぐどうこうということとは、これはなかなか言うべくして行われたいところだといふふうにも私ども考へておるんだけれども、ただその方向は、やはり指紋押捺義務の望むらくはその廃止、常時携帯義務の廃止ということに持つていきたいと私どもは考へておる。またそれが在日朝鮮人諸君の一貫した願望でもあ

るし、国際人権規約等の精神にもかなうと私どもは考へておるわけでありませぬ。したがって、あなた方がおっしゃる日韓共同声明の線に沿って改正を検討しておるといふことは、そういう在日朝鮮人の願望の実現に向けて前向きなものなんでしょうね。そこをお尋ねしたいわけですが、これは審議官としてはどうなんでしょう。

○政府委員(有馬龍夫君) 先ほどお話し申し上げましたとおり、外国人登録法は外務省が所管している法律ではございませぬ。この共同声明の中には、よく御承知のとおり、在日の韓国人の人たちの法的地位及び待遇の問題が両国民間の友好関係の増進に深くかかわつておることに両首脳が留意したといふふうな書かれておるわけでございませぬ、先ほど私が申し上げましたように今幅広くかつ慎重な研究を行つておるといふことでございませぬ、まさにその日韓共同声明の趣旨をも踏まえておるといふのは、今のようなことを踏まえておるといふことでございませぬ。

○寺田熊雄君 なかなか苦心の答弁というふうには拝聴したけれども、これは入管局長の所管事項で、あなたも一言なかるべからずということのところから、どうですか。

○政府委員(小林俊二君) 指紋押捺制度を含みます外国人登録法の問題につきましては、韓国政府の要望があることは十分承知しております、また韓国政府の要望の背後に在日韓国人の要望があるということも十分承知しております。ただ、私どもの検討の基本的な立場、視点というものは、そういう要因も念頭には置いておるわけでございませぬけれども、基本的には外国人登録法という法律の目的を達成するということが前提でございませぬ、それを確保する枠内において現在の制度あるいは現在の運用方法というものが十分かつ妥当なものであるか否かということでございます。

現在の方式あるいは制度が妥当であるか否かという問題は、社会情勢によつて大きく影響を及ぼされる問題でございます。すなわち社会情勢が非

常にそういった目的達成を困難ならしめておるような状態であるならば制度を厳しくする必要がございませぬ、そういう情勢が緩和されておるならばその方式も緩和する余地が出てくるということ、したがってそういう社会情勢の評価というものがこのあり方の基本となるということでございます。したがって、私どももいたしましてはそういった評価の基礎に立つて現在の方式をどう見るか、どうあるべきであるかという結論を出すべきものと考へております。要するに、その方式のあり方そのものが私どもの検討の主たる視点でございます。そういう観点に基づいていたしまして、先生が御指摘のような外交上の問題も念頭に置いて検討を進めておるといふことでございませぬ。

そういったことを前提として申し上げますと、全体の社会的な情勢が従前に比して悪化しつつあるという認識はございませぬので、これを改善する、したがって要望に沿うという余地がございませぬ、あるかという観点で検討しておるわけでございませぬ。したがって、方向としては現在の方式を強化するとか、あるいはもつと厳しいものにするとかというふうな方向で検討をされているということではございませぬ。

○寺田熊雄君 いずれも苦心の答弁でありますけれども、大体あなたの方のお気持ちは私もわかりました。客観情勢の推移を見てというふうな、私どもにとつては新しい考え方も示されたわけでありませぬが、最後にちよつとこの点でお尋ねしたいのは、この日韓共同声明の線に沿つてということであるわけでありませぬ、日韓共同声明は御承知のように中曾根総理と全斗煥大統領との間でなされたものであります。その第九項は「在日韓国人の特殊な歴史的背景を考慮し、その法的地位及び待遇の問題が両国民間の友好関係の増進に深くかかわつておることに留意した」とあるわけでありませぬ。したがって、この声明の「背景を考慮し」ということは、今あなた方が検討しておられる法改正なり運用の問題なりというものは、主として在日韓国人あるいは朝鮮人のことを考へてのものな

んでしようね。その点どうでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) この指紋捺捺問題を含む外国人登録法の問題が本来あるべき状況以上に複雑困難なものとなつておるのは、我が国に在留する八十数万の外国人のうち約八割が朝鮮半島出身者である、しかもその朝鮮半島出身者が過去の歴史のしがらみを背負つておる、またそのしがらみに起因する社会的な情勢を背景としておるということがあるわけでございます。そのことがこの外国人留管理を非常に難しくしている面も否定し得ないわけでございます。

しかしながら、外国人在留管理ということを前提とする限りにおきましては、その歴史的なしがらみはしがらみといたしまして、やはりその外国人であるということとを前提として対応せざるを得ないわけでございます。したがって、そういった特殊な状況にある在留外国人の立場というものを基本として外国人在留管理を処理するわけにはいかない面も多岐にわたります。ということについては、私も再々申し上げておりますとおり、外国人の居住関係あるいは身分関係を把握するといった場合に、外国人の特性としてその身分関係が親族、知己関係の限定あるいは居住関係の流動性といった面から日本人に比べてその把握により緻密な措置が必要とされるという前提を排除するわけにはいかないわけでございます。

在留朝鮮人、韓国人のみを考えた場合におきましてはそういった親族関係あるいは居住関係というものが、通常のその余の外国人、すなわち二〇%の通常の在留外国人の場合に比して日本人に近いという事実があったといたしまして、外国人を外国人として処理する限りにおきましては、そういったたゞだいま申し上げたような前提を前提としないうで制度を考へるといことが難しいということになるわけでございます。したがって、その外国人登録法の問題を考へる場合に、第一義的にそういった特殊な状況にある八〇%の在留外国人、すなわち朝鮮半島出身者のことを第一義的に前提として処理あるいは対応していくことが難

しいという状況にあるわけでございます。

○寺田熊雄君 かつて日本国民であった、そして自己の意思によらずして国籍を奪われた、そういう人々と根っから外国人であったという人とはやっぱおのずから異なるものがあるわけであります。そして、もともと旅券を持たずして我が国に在留しておる、そういう点でも旅券を持って入つてくる根っからの外国人と在日朝鮮人とでは法的にもその出発点が大いに違つておりまして。

したがって、親族関係とか居住関係とか、日本人の生活になじんで生活の本拠なり生業といふものをしっかりとしたものを持つて親子、孫にずつと来ておる。これは大阪の生野区などに行きますと、おやじの代から魚屋をしております、おやじの代から八百屋をしておりますというような、もう日本の土地に定着しておる人々がたくさんおりますね。そういうものはやっぱり通常の外国人とは異なるものがあるというところはもう明瞭であります。これがやはり中曾根・全斗煥の共同声明というものの骨子になつておる私は見るわけですね。だから、その特殊性というものはやっぱり無視できないでしょう。どうでしょうか。

○政府委員(小林俊二君) 日韓の国交回復の過程におきまして、日韓法的地位協定というものが締結されたわけでございますが、その法的地位協定の過程におきまして、そういった特殊性というものが十分に考慮されて議論の基礎となつたものと了解いたしております。したがって、日韓法的地位協定の内容そのものはそういった特殊性を前提といたしまして、在日韓国人に普通の外国人の在留管理とはかなり違つた取り扱いを供与、付与したわけでございます。それによつて協定永住というものが認められ、協定永住の場合におきましては、通常の外国人が例えば一般犯罪によつて一年以上の禁錮に付された、禁錮以上の刑に付された場合には退去強制の対象となるけれども、協定永住を受けた在日韓国人につきましては、七年の禁

錮以上の重刑に処せられない限り退去強制の対象にならないといった特殊な特別の待遇も供与されておるわけでございます。

しかしながら、同時に、日韓法的地位協定の第五条におきましては、その協定に明記されていること以外の点についてはその在留あるいは出入国の問題について通常の外国人と同様の取り扱いを受けるということが同時に明記されておるわけでございます。したがって、韓国政府自体がそこで特に審議され、交渉され、決定された問題事項以外につきましては通常の外国人と同様の取り扱いを受けるということとを既に受け入れておるのでございまして、それに加えてさらに新たな特別の取り扱いを行うということは、少なくとも日韓両国間の関係における現状におきまして要求されておることではないかと私は了解いたしております。

○寺田熊雄君 あなたの言われることはわからぬではないけれども、そうすると、この日韓共同声明がしきりに在日韓国人の特殊な地位といふものを強調しておることがおこしくなるでしょう。やはり通常の外国人とは異なるものがあるよということとを両国の首脳が認め合つた、この共同声明はそういうものなんですよ。だから、あなたの言われるのは、過去の歴史的なものはあつたが現在の法律関係においては変わりませんという、そういう議論もなされないではないけれども、しかしここに言う特殊な歴史的背景を考へていくことは、期待は、何らかのやほり考慮がそこになさるべきだということの意味しておるんじゃないですか。でないと、この声明が意味をなさないでしょう。どうですか。

○政府委員(小林俊二君) これは外交文書でございますので、有権的解釈は第一義的に外務省の見解を徴する必要があるわけでございます。けれども、私も私どもといたしましては、我が国に在留する外国人の八割が朝鮮半島出身者であるということ

を前提といたしまして、それを念頭に置いて、在日外国人一般の取り扱いを検討する場合に前向きにあるいは好意的に配慮してもらいたいという希望の表明であるというふうには了解いたしております。あるいは私も、例えれば帰化の問題なんかにつきましては在日の朝鮮半島出身者の要請について好意的な取り扱いをしてほしいといったようなものがあるいはあるかもしれない。その場合におきまして、これは個別的な問題でございますから個別的な取り扱いが可能になると思つてございまして、外国人を外国人として取り扱う限りにおきましては、その外国人の中で韓国の国籍を持つておる者だけを優遇するような取り扱いは先方が明示的に要求したというふうには私どもは受け取つておらないわけでございます。

○寺田熊雄君 それだったら、あなた方がこれをもとにして検討している、この線に沿つて検討しているというのには意味をなさなくなる。あなたのおのずからこれに沿つて前向きにということも今おっしゃつたんだからね。だから、やはりそういう一般の外国人とは違つたものがあるというその歴史的な事情と、それから現実にも親子代々定着しておるというその客観的な事実というものを直視すれば、通つて一遍の外国人とはおのずから異なるものがあるということはおのずから認めておるんじゃないでしょうか。そうでないと、これに沿つて検討しているということが意味をなさなくなるでしょう。もうこれは一片の外交文書だ、法律的な条約とは違つていふこと、これを無視するわけにはいかないでしょう。

○政府委員(小林俊二君) ただいま申し上げたことと若干重複することになるおそれがございますけれども、私も私どもといたしましては在日外国人全般の問題として処理していく中で、その在日韓国人、朝鮮人の要望にできる範囲内で応じていくというのが基本的な立場でございます。もちろん、例えれば永住外国人だけを優遇するといったような観点から、国籍を離れて實際上その在日韓国人の

要望に応ずるといふことも物理的には可能なわけ
でございますけれども、指紋押捺の問題に限って
申し上げますと、永住外国人のみを特別の扱いに
するといふことは、またそれで一つの矛盾が生ず
る問題がございます。

と申しますのは、先生御存じのように指紋押捺
は日本に一年以上在住する外国人を対象として現
在行われておるわけでございますが、もし永住外
国人をその枠外といたしますと、なぜ一年以上有
期で在住する外国人だけに指紋押捺を要求するの
かという説明が非常に難しくなりますし、また一
般に有期で在留を認められております外国人につ
きましては、たとえ外国人登録法がなくても、そ
の在留期間の更新あるいは在留活動の制約といつ
た面から、むしろ入国管理法上の問題として把握
し管理していくことが可能なんではないかと申し
ども、永住外国人は在留期間の制約がございませ
んから、在留期間の更新という行政措置の対象と
もなりませんし、またその在留活動において制限
がございませぬから、在留活動が認められた範囲
内であるかどうかという観点からの管理もないわ
けでございます。

したがって、永住外国人こそ外国人登録法に
よつて管理の対象とする必要が最も多いわけでご
ざいまして、その最も多いカテゴリーに属する外
国人をその管理の対象から外すといふことは法の
目的からいって矛盾を生ずるわけでございます。
そういうことから申しまして、国籍を離れて永住
外国人のみを対象として緩和の措置を講ずること
はできないかという点も検討はいたしましたのでござ
いませぬが、現在のところ、それは矛盾を招くとい
う結論になりつつあるとございませぬ。

○寺田熊雄君 これは若干両国首脳願望である
かもしれませんが、意思の合致の声明とは少し離
れたような印象も受けざるを得ないんですが、外
務審議官も何か一言お話ししたいようですからど
うですか。

○政府委員(有馬龍夫君) この共同声明の中に
は、さきの全斗煥大統領が訪日されました際に日

本側からは日本側が今までとつてきた措置を説明
しております、それで韓国側はこれを評価して
おりますといふことを申し、そして日本政府側の
この問題について今後とも努力を継続されるよう
に望みますといふことを言っておられるわけであ
りけれども、この努力の中には、この努力の中に、既
に入管局長が言われたことでもございませぬけれ
ども、この努力といふものは我が国が行つていく
といふことなんでしょう、その努力がまさに
今の幅広い検討であり研究であるわけございま
すが、その中にいろいろなきが念頭に置かれ、
勸業されていくことだろうと思ひます。

○寺田熊雄君 どうもよくびんと来ないけれど
も、まあいろいろ難しい面もあるし、あなたの方
のお立場もあるからさきよはこの程度でおさめてお
きます。有馬審議官、どうも御苦労さまでした。

次は、最近、暴力団、それから右翼、同和と称
するえせ同和団体、こういうものの企業恐喝の傾
向が非常に顕著になってきたようでありませぬ。こ
れは朝日新聞の三月十八日の夕刊に「ルポ85」、こ
れは一九八五年の意味でしようが、「同和団体・
暴力団連合 建設工事にたかる 大阪・京都に実
態を見る」といふかなり長文のレポート記事があ
るわけでありませぬ。私はこの記事を見る前から、
実は岡山市、岡山県におきましてこういう傾向が
顕著になってきているという情報を聞きまして、い
ろいろと実は調べておつたのでありませぬ。

ちつぽけなところは、ある建設会社が道路工事
を請け負つておつた、そしてU字型のコンクリ
アの溝ですか、あれをつくるコンクリートの器具
を道路に置いておつた、それにつまりかけてがを
したといふ者が一万数千円の治療費であつたもの
を百万円要求したといふ事実を直接私見聞した。
そして結局二十万円で折り合つたといふことであ
りませぬが、これはちつぽけなことでありませぬが、
大規模なものからさういふ小規模のものまで、暴
力団的なものも盛んといふものが盛んに振るわれ
ておるといふのでありませぬ。

それで、今でもやはりすべての公共事業には該

合が実際行われておるようでありませぬ。その談合
を取り仕切る人間を土建業者はゼネコンゼネコン
と言つておるようでありませぬ。これはどういふ意
味か、ゼネラルコントローラーといふような意味
でしょうか。ゼネコンゼネコンと言つておる。ゼ
ネコンには普通三割の足場代を払つておられます
といふのがよく私どもが聞くことでありませぬ。こ
れは長い慣例になつておつて、これはもう初めから
あきらめておる。ところが、その三割の足場代、
これは今の朝日新聞のルポによりませぬと、しるぎ
料ですか、しるぎ料といふこと言われておると
いふことでありませぬが、私ども岡山市の場合は足
場代といふふうには言われておるようでありませぬ。
このゼネコン以外の暴力団からまた要求があつ
て、出せ出さないといふトラブルが起きますとな
かなか工事に入れないといふのでありませぬ。

私が直接話を聞きましてものに、岡山市が発
注した市内の幼稚園の建設工事、これは昨年十月
に着工してことし三月十五日に完工の予定であつ
たといふのが、多少おくれたようでありませぬが、
それは有名な暴力団がそこに入りまして、特定の
下請を要求した、これを下請にしろといふことを
要求した。やむを得ずそれを下請にしたところ
が、その下請がまたさらに孫請のものに基礎工事
をやらした。鉄筋くい打ちですか、さういふもの
が入つたけれども、もちろん技術もない、仕事は
しないといふことで、工事がおくれ困つて、結
局親がそれをやつてやつと工期に追いつくように
なつたといふ訴えを受けたわけでありませぬ。

それから、岡山市の東部に千町川といふ川があ
る。そのしゅんせつ護岸工事に、これは千町川の
自然を守る会といふのが生まれて、その幹部の者
が工事を落札する業者、これは一人じやない、そ
れから三割をやはり取つておるといふ、さういふ
情報でありませぬ。全体の工事が百億円でありませ
ぬから、三割といふとかなり大きな金額になる。
それから、富山地区といふところに操南中学校
といふ中学校の分校がございませぬ、これは二十五億
円の工事である。その工事の予定地のすぐ隣接の

空き地に右翼団体のプレハブ二階建てのバラック
ができた。やはりこの右翼団体のプレハブは、恐
らくその工事が始まつたときに何やら騒音その他
でほりが出たとかいろいろな因縁をつけて金を
せびるのではないだろうかといふふうな恐れられ
ておるわけでありませぬ。これはまだこれからの問
題のようでありませぬ。

それから、岡山市に日本赤十字の新しい建物が
できた。ここにはもう有名な暴力団が三組、三社
入つておさまりがつかない。今お話ししたゼネコ
ンが往生してしまつて、広島のある有名な暴力団
に頼んで、そしてそれをおさめてもらつた。一般
の建設業者に聞いてみますと、いづれもさういふ
うわさは聞いておられます。それを請け負つた大
手の会社、それから岡山県内の最大手の会社、い
づれも口を貝にして言ひませぬから正確なところ
は我々もつかめないのだけれども、三億円も取ら
れておるといふことを言うわけでありませぬ。これ
は警察の方も、業者もなかなか口が固いので捜査
が非常に困難ではあると思ひますけれども、さう
いふ事実がある。

これは警察の方もさうよく知つておられると思
うけれども、岡山県のゴルフ場協会が暴力団追放
の決議を先般したわけでありませぬ。これもやはり
ゴルフ場に今まで暴力団が入つてみんな困つて
おつたといふことを証明するわけでありませぬ。

最近、岡山県が岡山市内に新しい飛行場を建設
しておる。その飛行場にも盛んに右翼団体が騒音
をまき散らして示威行動をしておる。いつの間
にかその右翼がまた下請に入つたといふ情報も私ど
もは得ておるわけでありませぬ。そこで、岡山市議
会も、直接自分たちが議決をした建設工事にかか
わる問題でありませぬから、ある程度それを調査し
たようでありませぬ。やはりさういふ事実がある
といふことを認めまして、去る三月二十二日に「公
共工事等にかかわる企業恐喝等の追放に関する決
議 最近、公共工事を初め、種々の工事をめぐつ
て、暴力団等による企業恐喝等の不正事件が多発
している実情にかんがみ、本市議会は、企業の早

急な被害届けの勇気を喚起するとともに、断固として、これら不正行為に対処する警察当局の不断の努力を切望して、公共工事はもちろん、各種工事等から、企業恐喝、暴力行為等の不正事件を排除し、後顧に憂いのないよう、公共工事の遂行に努めることを決議する。」「こういう市議会の決議が三月二十二日になされておるわけでありませう。これはかなりそういう企業恐喝の不正事件が多発しているということを前提にこういう決議をしておるわけでありませう。企業に対しては警察にこのことを言え、警察も断固としてこれを摘発しろという両者に対する希望を述べておる。

私もいろいろ直接建設会社に当たったわけでありませうが、いずれも後難を恐れてはつきりとは言わない。しかし、例えばあなたのごとくに名刺を持つてきた者はないか、それはありますよということ、ある企業は私にその名刺を見せたいかと思ひますが、これはええ同和団体ではないかと思ひますが、これは御承知のように同和団体の中では正統な部落解放同盟という団体が厳としてあるわけですが、それはもちろんそういふことではない。これは本当の同和団体かどうかわかりませんが、全日本同和会というものが盛んにそういう企業等を訪れておるようでありませう。

それではちよつとお尋ねするんだけれども、まず最初に、警察はこういうような暴力団、右翼、ええ同和団体の企業恐喝の実態というものを把握していらつしやるのだから、まずこれから先にお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(於久昭巨君) 答え申し上げます。

最近の暴力団の活動状況を見ますと、その資金源の形態というものがかなり変わつてきつたか、あるいは覚せい剤、こういうたものが伝統的な資金源であったわけでございますけれども、先ほどから先生が御指摘されておるようなこと、私も全部承知しているわけではございませんけれども、

でも、そういった企業の活動なりあるいは民事問題に介入していくという、私どもはこれを知能暴力と称しておりますけれども、そういった分野にだんだん拡大してきていくというのが現状でございます。まして、暴力団対策の一環といたしまして私どもはそれについて大変強い厳しい姿勢で臨んでいくわけでございます。

とりわけ企業を対象とします恐喝等につきましては積極的に対処しようということで、それぞれの警察、都道府県警察に民事介入暴力担当対策官あるいは総会屋対策官、前者の方は四十七都道府県に全部置いておりますし、総会屋対策官の方は十六都道府県でございますけれども、警察の中にもそういう仕組みをつくる。あるいは企業の方にも呼びかけまして、企業防衛対策協議会、あるいは特殊暴力対策協議会、こういった組織をつくらせており、現在四十五都道府県できております。

こういった警察自体の体制あるいは企業の自主的な努力、こういったことを通じては、企業に對していろいろな啓発活動を行つておりました。積極的にいろいろな被害状況を行つておりました。段階で警察に言つてくれ、被害申告をしてくれという呼びかけをしております。その被害申告があまりなりました場合には、私どもは恐喝罪なりあるいは脅迫罪、あるいは暴力行為等処罰二関スル法律、こういったものを適用いたしまして厳正に対処しているわけでございます。

ちなみに、五十九年中に民事介入暴力、民事問題に暴力団の絡んだ犯罪という形で、これは企業のみならず個人、一般国民からのものも入つてくるわけでございますけれども、相談を受けました数というものは全国で一万二千余りになっております。この相談等を端緒といたしまして検挙いたしましたのが二千二百件に上つておるわけでございます。もちろん相談を受け、あるいは被害申告を受けましたものがすべて犯罪を構成するわけではございません。そういった犯罪を構成しない事案につきましても、私どもは看過することなく、

場合によれば関係者への警告を行う、あるいは弁護士会等の関係機関団体との連携を密にいたしまして、相談者に民事上の解決策の助言指導を行う、こういった措置により、ともかく積極的にこの種の暴力団の運動を封じ込めていこう、これが私どもの現在行つておる対策でございます。

ただ、実態をどれだけつかんでおるかということにつきましては、これは極めて暗数が考えられる分野でございますので、数字的には今申し上げましたような相談を受けました件数、書類を処理した数字でお許しをいただきたいと思ひます。

○寺田熊雄君 全国的な傾向というものはわかりましたけれども、私自身が今岡山市におるものだから、岡山県、市のそういう具体的な事件の相談というか実態を聞くわけで、何とかしてくれないと困るというのが多くの建設関係者の訴えのようでありませう。

今あなたもちよつとおつしやつたけれども、総会屋の取り締まりというのはかなり効果を上げたのじゃないだろうかと思ひます。これは私どもが見ても、どちらかという警察の方が積極的に企業に働きかけたという印象を受けておる。やつたらあなたの方も検挙しますよと言わんばかりの、まあ警察がきつことを言うたからといってこれは脅迫にはならないけれども、おどかしともそれるくらい強い態度で臨んだ。それが非常にきめるとかいうのは非常に縮こまつてしまった。姿を消してしまつた。中には新聞、いわゆる赤新聞のたぐいも盛んに不満を鳴らすのだけれども、事実上閉口しておるといふような状態も見受けられるわけでありませう。あつたがら警察が積極的に取り組めば効果が生まれるのじゃないかと私は見ておる。

実は先般、岡山県の社会党が結党三十周年のレセプションというのを催した。そのときに警察が本腰を入れて右翼の跳梁はつこというのを取り締まつた。だから右翼が全く手も足も出なかつたという事実があるわけでありませう。だから警察が本腰に本腰を入れれば、右翼団体であるとか暴力団

であるとかいふようなものも正常な市民のところから近づいて暴力を働く、脅迫を行うということができないのだから私は考えておる。だから総会屋の取り締まりとか、あるいは賭博、それからいわゆる赤線関係、それから覚せい剤、まだまだあるけれども、しかし一時から見ると大変こういうような取り締まりの効果が上がつておるんじゃないかと私は見ておる。

そういう点から、資金源を奪われた暴力団や右翼というものが今一斉に建設関係の事業者、企業に押し寄せておる。それが下請をやらせるとか、いろいろな名目をくつつけて、すぐには恐喝として捕まえないような逃げ口上を用いておるのだから、あなたも非常に摘発が難しいかもしれないけれども、一方で抑えつくと他方に出てくるという実態ですね。これがあるんでしよう。だから絶えず網の目をくぐらうとする人間をやはりあなた方が抑えつけてくれないと困る。これはそうじゃないでしょうか。

○政府委員(於久昭巨君) 先生の御指摘の、警察の強い取り締まりによつて暴力団がいろいろ戦術を変えてくるということ、これは確かにそういうことがあるわけでございます。先ほど申し上げました賭博であるとか、覚せい剤であるとかいふた在来型の資金源の形態から、そういったものももちろん多くございますけれども、いわゆる知能暴力といつたような分野にだんだん彼らの進出が多くなつてきたといふのは、あるいは従来の取り締まりの一つの成果といひましようか、影響と見ることもできるわけでございますけれども、私どもはともかく暴力団対策というものは、一方をたいて一方を緩めておくと彼らがそちらの方に流れていくということは先生の御指摘のとおりでありませうので、ともかくあらゆる面を彼らをたたくことということで、八方にらみといひましようか、十分な気配りでおるわけでございます。

最近山口組と一和会の対立抗争がいろいろ国民の御心配をいたしておりますけれども、あの対策にいたしまして、私どもは正面きつての私ども

も仕事でありますけん銃の摘発なり、あるいはいろいろな犯罪を全部ほうり出して、ともかく彼らを根こそぎに検挙して市民生活の場から隔離するという、そういうこと、これは我々の本筋の仕事でございますけれども、それによって現在山口、一和両組の構成員の割合を超過す千六百余りを既に一月以来検挙しているわけでございますけれども、その活動だけではやっぱり不十分だということ、今そういった検挙活動と並行して力を入れておりますのが、市民生活のあらゆる場から彼らを締め出していくということ、公営ギャンブル場からの締め出しであるとか、その他ゴルフ場もそうでございますけれども、いろいろなホテルだとか、あるいはマンションなんかもどうにかならぬかと今検討をしておりますけれども、そういったいわゆる国民の暴力排除の意識を背景とした彼らをしてできるだけ社会生活の表の場から締め出そうということも大変力を入れてやっているわけでございます。

先ほどから先生御指摘の、建設業者の問題をいろいろ御指摘がございすけれども、そういった問題ももとより我々が現在非常な力を入れてやっている分野でございます。ともかく覚せい剤や賭博を訴えたから、ほかの面でも彼らが跳梁はつこすというものは、これは許せないことでございますので、すべての面でたたいいこうという姿勢でございます。ただ残念なのは、企業側に、何とかまあ世間体といましようか、あるいは信用といましようか、そういったことを恐れたり、あるいは多少の金銭で解決するのらというふうなことで、なかなか警察だにしないという風潮があることも事実でございます。そこら辺をできるだけ理解をさせ得をして、警察の方に申告をしていただくということに今これは大変腐心をして

いるわけでございます。警察に御申告をいただければ、もちろん犯罪になるものは直ちに強い姿勢で検挙いたしますし、また犯罪に直接ならないというものも、先ほど申し上げましたように、警告をしてやめさせると

か、あるいは日弁連と今警察はそういう面、民事介入暴力という面で大変関係を強くしております。実は昨日も日弁連と我々の会合があったわけでございますけれども、日弁連の方も警察とタイアップして積極的に暴力団から一般市民を守ろうという強い姿勢を持っておりまして、そこらとタイアップしてやる、そういう構えを我々は十分とっておりますので、ぜひとも企業のそういった意識の目覚めというものを期待したいと思っております。

○寺田熊雄君 あなたのおっしゃるように、企業の場合には工費をふやして、これは入札を支配する親分がそういうことができるんではないかと、そしてそれが結局施主の方に負担がかかる。ところが公共工事の方は、市などは別段そういうことでふやすということはなかなかできにくいわけですから、つまり企業は出したものを交際費で落とすとか、あるいは使途不明金で落とすとか、そういう便法があるから、これもまた税法上も何とかなる。公共事業はそれができない。

そこで、公共事業で生きておる業者というものの、中堅の業者というものが今一番困る。警察へもう言いなさいと言いますと、これはちよほど朝日のレポートにもありましたように、これは審議官、あなたちよと耳に痛いことを言うんだけれども、なかなかすぐ対応してくれないんです、それから自分が言っていたということがすぐ犯人にわかってしまうというんです。筒抜けになるというんです。これはどういうわけで筒抜けになるのかという点もあるけれども、この点をやはりあなた方、気をつけてくださらぬといけませんよ。すぐ対応するということ、被害者の訴えによったというようなことがわからないように対応していただかないと困りますからね。どうでしょうか。

○政府委員(於久昭臣君) 先生の御指摘をまつまでもなく、従来からそういった方針で厳しく対処しているわけでございます。今後とも一層そういった面については努力をしてまいりたいと思つ

ております。○寺田熊雄君 それから、これは答弁要らぬのですが、岡山市はこういう暴力団あるいは右翼、そういうものの企業恐喝を何とかして絶滅する議決をした。ところが県議会はやらない。これはどういうわけかということになりますと、これは県会議員のかんりの実力者がやはり背後に暴力団を持つておるといふように市の議員の諸君は見ておるわけですね。甚だどうもけしからぬのだけれども。その県会議員の上には国会議員がおると、こういうんですね。これはまた実にけしからぬ話だけれども。これは証明しろと言ってもなかなか証明できないかもしれないけれども、やはり大衆はそういうふうに見ておるといふことであります。

今お話ししたように、企業暴力というものの、企業に対する恐喝というその暴力団のばつこ跳梁、これに対しては今後警察におかれて強く取り締まっていたらいい。そして企業がなかなか協力しないというんですから、企業に対して安心感を与えて、そしてどんどんと警察の方にこれを申告するよう十分指導してもらいたい、こう思います。よろしいですか。

○政府委員(於久昭臣君) 企業に対する啓発については今後とも一層力を入れてやってまいりたいと考えております。○寺田熊雄君 審議官、もう結構です。終わります。次は、最高裁判所事務総長もおいでのようでありまして、これは過去十年間の司法修習生の数と裁判官希望者の数はどうかということ、事務総局の方にお願いをいたしましたところ、すぐにその表をつくってくださったわけでありまして、それによりまして、司法修習生の数も五十年から五十九年までの十年間にや減つております。例えば五十年が五百四十三人、五十一年が五百三十七人、五十二年が四百八十七人、五十三年が四百六十三人、五十四年が四百六十五人、これは二人ふえておる。五十五年が四百五十四人、五十六年が四百八十四人、それもちよとふえております

ね。五十七年が四百九十九人、五十八年が四百八十三人、五十九年が四百三十六人。これは司法修習生の数がこのように五十年と比べますと百人も減つておる、そういう漸減の傾向にあるように見えるんですが、これはどういふわけなんでしょうか。何か理由があるんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 司法修習生は毎年その年度の司法試験に合格した者を採用しているわけでございます。したがって、ただいまおっしゃいました昭和五十年以降の司法修習生の数といえますのは、要するに各年度の司法試験の合格者がほぼその程度の数であったということになるわけでございます。

○寺田熊雄君 そうすると、これはいわゆる法曹人口をどういふふうにしよという政策的な考慮というふうなものではなくて、本場に事務的に一定の成績をとらなければもうだめだ、法曹人口が減つてもそんなことはへともないというふうな、大きな意味の司法政策といえますか、そういうものによるのでしょうか、この点はいかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) いわゆる法曹人口が現在の日本社会においてどの程度の数であるべきかという大きな問題が、まず大前提にならうかと思つてます。今、私どもの人事局長から御答弁申し上げましたように、現在、御承知のように法曹になるためには司法試験を合格しなければならぬわけでございすので、論理的といえますか、司法試験の採用がまた前提となるわけでございす。御承知のように、司法試験は法務省の司法試験管理委員会の方でやっていたらいいので、その関係につきましましては、前段の法曹人口がどうあるべきかというのは法曹の一員として申し上げる立場にありませんけれども、具体的に司法試験の合格者をどのようにして決めていたかといふことについては、私どももいたしません。ではちよと答弁は申し上げる立場になく、法務省の司法試験管理委員会の方でやりなっていること、でございますので、その点の御理解をいた

だきたいと思えます。

○寺田熊雄君 どうもやっぱり大学卒業者の学力低下ということなんでしょうか。そういうふうに見たらいいんでしょうか。

○政府委員(岡村率孝君) その点は非常に難しい問題でございますが、司法試験の制度といたしまして、一定の能力を持った者を選抜するというところでやっておりますわけでございまして、特別的政策的配慮というものはございません。

○寺田熊雄君 しかし考えてみますと、私も戦前に司法試験を受けましたときは、たしか合格者が三百人ぐらいだったんですか、その後、法曹人口をふやすという政策から五百人探るといふようなことも聞きましたから、だから、やはり政策的な考慮がそこに働いたのじゃないでしょうか。ただ単に学力が低下したのだというふうに見るべきかどうか、その点、ちよつとよくわからないんです。尋ねましたわけですが、これは後でまたお気づきになったら御説明いたたくとして、それが主じゃないんです。

私が尋ねましたのは、裁判官の希望者が昭和五十年が九十二人、五十一年が八十六人、五十二年が七十八人、五十三年が何か異常だったのか、八十四人とふえておる。五十四年が七十三人、五十五年が六十八人、五十六年が六十三人、五十七年が六十七人、五十八年が六十三人、五十九年が六十一人。裁判官希望者が五十年と比べますと五十九年の十年後には約五割減つておる。これは一体どういう現象に基づくのでしょうか。これはちよつとどういふふうに見ていらつしやいますか。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 御指摘のように、裁判官の希望者数は途中で数がふえている時期もございますけれども、この十年間は減少してきております。ただ、これは一つは昭和五十年というのが非常に多い時期でありまして、それより前にはまだ少ない時期もあつたわけではあります。しかしこの十年間をとつた場合に減少していることは事実でございます。

一つの原因といたしましては、先ほど寺田委員がおつしやいました司法修習生の数自体の減少ということもあるかと思ひます。この裁判官希望者数と司法修習生の数との比率をみますと、パーセンテージで見ると、昭和五十年の裁判官希望者数は全体の六一・九%でございまして、それがその後一六%、あるいは年度によつては一八%という年もございまして、その後五十九年、一番最近のところで一三・九%ということになつております。比率自体は三%程度の範囲内で動いているわけでございます。したがつて司法修習生の数自体が減つたということも一つの原因であるかというところも考えられます。

それ以外にどういふことが考えられるかということですが、やはり裁判官の仕事というものが、司法修習生が実務修習等を見ておられる、責任が重い割には割合地味な仕事でございまして、裁判官の日常の執務と申しますのは、法廷での仕事もございまして、しかし裁判官室では記録に埋もれて、そして記録をこつこつと読んで、そして次の開廷の準備をしていくといった比較的地味な仕事でございまして。司法修習生から見ますと、例えば弁護士の仕事あるいは検察官の仕事というものが目には生き生きと活動的に見えるというふうなところがあつて、最近の若い人たちの気持ちにはその裁判官の仕事が必ずしもあつたり合はないというふうなことも一つあるかという感じがいたします。

それから、そのほかに考えられますことといたしましては、やはり裁判官の仕事はあちこちへの転勤を伴つております。最近、家族構成は人数が減つてきたというふうなことが言われておられて、この修習生の年代の人たちになりますと、一人つ子とか、あるいは子供が二人であるとかいふような人たちが割合多いわけでございます。そうしますと、どうもあちこちへ移動していく仕事というものが、例えばその人たちの親であるとか、あるいは周りの人たちから必ずしも好まれないうふうなところがあつて、それよりは一カ所に落ちついて仕事のできる例えば弁護士のような仕事の方に引かれていくというふうなこともあるのではなからうかと思ひます。これは必ずしも司法修習生全員についてどういふふうな気持ちで志望を決めていくかということも当たつておられるわけではございませんので、確かなことは申せないわけですが、一応考えられることといたしましては、そういうふうなところが大きな原因と申してはなからうかというふうなところもあつておられるかと思ひます。

ちつて仕事のできる例えば弁護士のような仕事の方に引かれていくというふうなこともあるのではなからうかと思ひます。これは必ずしも司法修習生全員についてどういふふうな気持ちで志望を決めていくかということも当たつておられるわけではございませんので、確かなことは申せないわけですが、一応考えられることといたしましては、そういうふうなところが大きな原因と申してはなからうかというふうなところもあつておられるかと思ひます。

○寺田熊雄君 今の人事局長の御説明によりまして、まず仕事で非常に地味である、これは裁判官の職務に内在する本質的なものである、それからもう一つは核家族であつて、親元で働きたい、これは社会的な原因によるもの、この二つを原因として挙げられたわけだけれども、それからパーセンテージを盛んに強調なさるけれども、しかしパーセンテージはともあれ、判事の定員であるとか、あるいは必要ない人員であるとかいふものは、これは一定不動なもの、むしろ少し漸増の傾向にある。ところが修習生の数が減つていく。パーセンテージもやや減つて、判事の希望者が少ないということになると、その原因はともあれ、人事面で困りはせぬのですか。その点の補充は一向差し支えないというのか、その点どうでしょう。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 確かにおつしやいますとおり、裁判官希望者の数がこの傾向そのまま減つていくといたしますと、それはやはり困つたことになるといふことができます。やはりたくさんの優秀な後輩を得るといふことは私どもにとつて一番大事なことでございまして、その点はこの数の傾向につきましては重大な関心は持つておられるわけでございます。もちろん、このままではいかどうかという点につきましても、そこはつきりした将来の傾向というものを見過すことはできないわけでございますが、私たちがしましては全力を挙げてその後輩を獲得していくというところに努めたいと思つておられるわけでございます。そのためには、いろいろのことを考えな

ければならないわけでありまして、とにかく裁判官に内在する宿命のようなもの、そういうものについては、これは若い司法修習生にも十分理解してもらつて、そういうことが妨げにならないようにしていかねばならないと思つておられるわけでありまして。

○寺田熊雄君 きょうわざわざ事務総長においでいただいたのは、そういう点でやつぱり困つた現象だといふふうな人事局長おつしやるでしよう。裁判官の職務に内在するものは、これはあなたの方の傾向、そういう社会的な原因も、これはあなたの方の威力をもつてしてもいかんともしがたいでしよう。だから、そうなる、これはその困つた現象を取り除くには工夫が要りますね。どういふふうにして若い優秀な人間を裁判所に引き寄せようとなさるのかが、そこにあなたの方の工夫なり努力といふものが当然要請されるわけでしょう。これはやつぱり事務総長でないちよつと答弁しにくいんじゃないだろうかと思つて、おいてをいたしたのですが、その点いかがでしょう。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) 裁判所の将来を御心配いたしてお尋ねだといふふうな承りました。

先ほど人事局長から申し上げましたとおり、司法の重責を全うするためには何よりも裁判官に優秀な人材が必要であることはもちろんのことです。現在の人的構成を年齢、期別に見ますと先細りの傾向にあることは御指摘のとおりでございます。重複いたしますけれども、このような事態につきましても、司法行政に携わる者としていたしまして重大な関心を持つておられるところでございまして、具体的などのような方策を講ずべきかと尋ねられますように、若い修習生諸君に裁判官の仕事がいかに重要なものであるかといふことの認識といたしまして、それを得させることが必要であるかと思ひます。

そのためには、司法修習生にコンタクトいたした

ます裁判官がいかに後輩に対して今申し上げたようなことを日々理解するように接触していくかというところに尽きようかと思ひます。この問題は、いわば限定された司法修習生のグループの中から判事補志望という一定の数を確保するという、ある意味では難しい問題でございまして、先ほど御指摘がありましたように、戦後発足以来の傾向を見ましても、どうしてこういふふうが増減があるのか、一〇〇%の確に分析することはこれまた事実上不可能なことではないかと思つておりますが、結局は裁判官の仕事についての認識をしていただいて優秀な若い人材に数多く裁判所に来ていただきたいという念願とともに、繰り返しになりますけれども、修習生に接触する機会のある裁判官方に、先輩の裁判官として十分そのところを認識してもらふように努力していただくほかないというふうに考えております。

○寺田熊雄君 あなたの方のような非常にすぐれた方々が若い修習生に接触をする、そして裁判官の仕事がいかに大切なものかということをインスパイアして、そしてそこに進路を定める、自己の使命感といひますか、そういうものを自覚させる。それも総長のおつしやるように極めて重大な、なくてはならないことだと私も思ひますけれども、ただいつの時代でも年寄り若き者は軽佻浮薄であるとか何とかと言うのだけれども、私はそんなことはないと思ふけれども、しかしやはり今の多少若い諸君の価値観というものに変化があることも、またあなたが否定はできないということを考えますと、やはり裁判官の社会的地位といひますか、社会的評価といひますか、そういうものを高めていくということは絶対必要じゃないかという感じはするわけですね。

そうすると、早い話が判事補の月給なんていうものが余り低くて、若い弁護士と比べるともう全く話にならないことではやっぱりするるので、裁判官も長い間勤めるとそれなりの生活の安定というものは得てくるようだけれども、判事補の若いうちは見えておつても気の毒なような安月給で、

これじゃやっぱりいかんと思ひますね。だから、大蔵省との折衝なども非常に困難であると思うけれども、もうちょっとやっぱり若い者が入つてくるような社会的、経済的なよさといひますか、そういうものも考慮しませんが、全くそういうものを度外視して、ただ精神的な面だけを強調してもいかぬように思ひますけれども、どうしてでしょうか。これは最高裁判所だけじゃありません、法務大臣におかれても、やっぱり考えていただかないと。

○寺田熊雄君 例えは我々が見てこの事件は勝つよと言つて大体勝つてゐるんですよ。それほど我々が何も当てるのがうまいというのじゃなくて、大体裁判官の考え方なり学力の程度なりというものが安定しておるわけですね。ところが、このごろはそれがなかなか予測しがたいような、だれが考えてもこれは負ける事件じゃないやつを負かしちやったり、とんでもない判決をする裁判官が出てくる。これは私だけじゃないんで、大体私どもの同期の者が一致して指摘してゐる。だから、それはやっぱり優秀な裁判官が、このごろは若い者にとどき変なものが入つてくる現象があるわけですが、それじゃ困る。やっぱり優秀な人間がもうどんどんと司法官を目指すようにあなた方が御指導くださらぬといひけません。それは教育も大事でしょうけれども、もとの素質も大事ですから、それにはやはり先ほど人事局長が言われたようにいろいろ原因があるでしょうけれども、もう少し若い判事補の社会的地位なり経済的なものを引き上げていくという御努力は要りはしませんか。これは総長にお伺ひします。

○最高裁判所長官代理者(勝見嘉美君) いろいろ多岐な点につきまして御発言、御意見をいただいたわけですが、物的な条件といひますか、そういうことについてもお尋ねでございまして、私どももいたしましては、裁判官全体の報酬の問題につきましましては国会の方々にも御審議いただいているところでございまして、実情はよく御承知の

ところだと思ひます。一般論を申し上げますと、裁判官の報酬が一般の公務員と比べてより優遇されているということは、これは事実でございまして、ただいま御指摘の問題、若い後輩の採用という面から考えまして、果たして現在のいわゆる初任給といひますか、判事補採用の際の処遇も影響しているのではないかとお尋ねに思われないうわけではございません。したがしまして、その点につきましましては私どももいたしまして何らかの形で実質的な処遇の改善を、今問題になつております判事補の採用という点から具体的な方策を検討いたしてゐる段階でございまして。

○寺田熊雄君 まだほかにもたくさんお聞きしたいことがありますが、もう時間が二分ほど超過しているということでありまして、きょうはこの程度にしておきますが、法務大臣、やはりこの裁判官の問題はもう最高裁判所の専管事項ではありますけれども、あなた方もやっぱり側面から御援助くださいませんか、これは実現しません。実現がなかなか難しいわけでありまして、法務大臣におかれてもやはり御関心を持たれて協力してあげていただきたいと思ふんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(鳩山均君) 我が国の場合に、司法に対する信頼といふのは確かに総体的に現在の中で非常に高いといふふうに思つております。それだけに今後いよいよそういう権威といふものを保ち得るような状態をつくり上げていくということが非常に大切なことであるといふふうに思つておるわけでございます。

先ほど来いろいろ御質問があつた点でございましてけれども、私は、やはりこれからだんだん社会が複雑化していく世の中でございまして、そういうことを受けて訴訟事件も非常にふえていくといふような傾向をだんだんたどっていくのではないかとお尋ねに思つておるわけではございまして、そういう意味では法曹三者の資格を得られる司法試験といふものがそういう需要に十分こたえられるような状態になるといふことが非常に望ましい

ことだといふふうにある程度考えておるわけでございます。

ただ、現在の試験の状態等を見ますと、たしか合格者の平均年齢が二十八・何歳といふような状態になつておりました、そういうことも、非常に試験のあり方等も問題があるのではないかとお尋ねをよそでも聞きますし、私自身もそういう内容を聞いてみまして、やっぱり考えなければならぬところも多いいいかな、そういうことでは順次いろいろ工夫をやつておられるようでございますけれども、私はこういふ司法関係のお仕事、どちらかといつと、私はしよつちゆう言つておるんですけれども、なかなか裁判なりあるいは検察の仕事をやつてゐる人といふのは、いろいろなことがあつても余りに知つていただくチャンスもない、そういう立場にある人でございまして、それにこたえるようなやっぱり条件といふものをいろいろ考えていかなければならぬといふふうに思ひますとともに、やっぱりそういうことに耐えられるような、将来に希望を持てる若い人がどんどん志願をして、ともかく司法試験を受けて、若い時分から入つていただくといふようなことではないといふ問題が多いのではないかと。これからの司法試験の将来といふようなことも事務的にはいろいろ考えてもらわなければいけないといふような点があると思ひますけれども、そういう工夫もやつていかなければならぬ。そういうことを通じまして裁判官なり検察官になりなる人を十分確保するような道を考慮していかなければいけないのじゃないかといふふうに思つておる次第でございます。

寺田委員の方はもうそういう経験もお持ちでございまして、十二分に今の裁判を見ての御判断もおありでしょうけれども、ともかく本当の確かな裁判が行われ、また的確な訴追が実施されるというふうなことで法秩序がきちつと守られていく、また国民の権利の保全が確実に行われるような、そういう条件といふものをつくるように、やっぱりこの前提の段階のところから事柄を考え

ていく必要があるのじゃないかというふうにお思っている次第でございます。

○寺田熊雄君 終わります。

○委員長(大川清幸君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時四十六分休憩

午後一時十一分開会

○委員長(大川清幸君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び供託法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○橋本敦君 きょうは幾つかの点をお伺いさせていただきます。まず初めに、当委員会でもいろいろ法務大臣の御見解も伺い、議論になりました。いわゆる刑事施設法案並びに留置施設法案が国会見送りになったということに、関連して質問したいと思っております。

この問題についていろいろ経緯の御説明もございましたが、結局のところ提出に至らなかった一番大きな原因は何か。いろいろ経過はありますが、一番大きな協議が整わなかった原因は何かという点か、もう一つ明確なように思えないのであります。ずばりと言ってそれは何だったかというように御説明いただけるのでしょうか。大臣いかがですか。

○国務大臣(嶋崎均君) 法務省としてはかねてから刑事施設法案に、監獄法の改正でございますから、ぜひとも皆さん方に御審議をいただきたいというふうなことで、昨年の暮れからいろいろ準備を進めて今日までまいりました。そういう中で今回提出をしたわけでございます。そういうことの基本的な原因は何かということでございますが、結局御承知のように留置場法案と両立して御審議を願うという考え方でございました。また、その法律の体系も一応そういうことで二本立

ての整理ということで進めてまいりました。ところが、警察庁の方で留置場法案について国会の審議の模様であるとか、あるいは対外的な意見調整というふうな問題が残っておりますので提出を見合わせというふうなことに相なったわけでございます。やはり両法案ある意味ではオーバーラップしているところが相当あるわけでございます。それから、何らかの意味で政策的に調整をし、あるいは法案としても技術的な調整をしなければならぬということでございます。そういうときに片方の法案が提出されなくなった、しかもそれを具体的に整理をしていく段階で調整すべき問題が残っております。したがって、その点が提出をしなかつたということの最大の理由であるというふうな思っております。

○橋本敦君 今の大臣の答弁を明確にもう一度整理いたしますと、両立ての両法案について技術的に整理をすべき詰めが残っておつた、つまりその部分の協議をまだ尽くす必要があつた、こういうことが一つ、それからもう一つは、大臣がおつた留置施設法案を警察庁の方が諸般の状況から今国会に提出しなかつたということ、両立てで出す方が妥当だという意見もあり、二つの理由をおつたように伺つたのですが、そういう二つの理由が根本的な理由だと、こういうことですか。

○国務大臣(嶋崎均君) そんなつもりで申し上げたのではありません。両立てで整理をせずと話を進めてまいりました。ある程度オーバーラップしたところもあります。そういう中で片方の留置場法案の提出がされなくなつてきた。そうならば、単独で走るとしてもあるいは合体するにしても、何らかの政策的な配慮と技術的な調整によることをやらなければいけません。ところがその調整に時間がかつたということもございまして、考え方としては、将来におきましても多分出発点に戻つて次また御審議を願いたいと思つておりますから、両立ての形を中心にしてこれからの法案をどうして進めていくか、つ

まり広範に問題を整理して進めてまいりたいと思つております。

○橋本敦君 そういたしますと、留置施設法案が見送りになった事情も踏まえて、刑事施設法案を合体法案のような形にするか、あるいは刑事施設法案だけ出すにしても片方が見送りになつたというこの事情の中で技術的な問題の詰めも必要になつてきた、こういうことですか。だからしなかつた、そういう意味で言えば、法務省としては単法でも、あるいは合体法のものにでもしてできれば出したという御意向もあつたように推測もするんです。その点について日弁連の方に法務省は法務省が単法の合体法として出すことも検討するということを表明されたという事実があつたのではないかと仄聞しておるんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(嶋崎均君) 正式に文書でやりとりしたとか何とかいうようなことはないにしまして、これほどの長らくの経過を持つておるわけでございます。第百国会で流れて、あと臨時国会見送つて、その間長い協議を続けてきたという関係にある弁護士会でございますから、表立つての話はともかくとして、いろいろ腐心をしていられることは、まあ場外におつてもわかるはずでございます。場外ではない方々でございますから、その辺の経緯についてはある程度承知をされておつたということは当然だろうというふうな思つております。

○橋本敦君 そこで、事態がこういうことになつて、言つてみれば、もとに戻つてもう一遍仕切り直しをするか、あるいは検討なさつておつた経過を踏まえてさらにいくか、両者の協議を詰めるが、いろいろなファクターが今度出てきたわけですね。そういうことになりました、時間の余裕も出てきたというふうなこともありまして、一つは留置施設法案について日弁連とほとんど協議が進んでいないという事情もあるように私も日弁連から聞いておりますので、法務省と日弁連の協議も含めて、日弁連との協議をさらにやっていくとい

うようなお考えでやつていただけたらどうか、そのあたりのお考えをこの際伺つておきたいのであります。

○国務大臣(嶋崎均君) 何しろ五十八年の二月から両者の協議が始まりまして、一回の寄り合いに我々の方から八人、弁護士会から十二人出られて二十二回に及んだ会議を積み重ねてまいつてきておるわけでございます。我々自身としてもこの法案の処理について、やっぱり矯正関係の仕事を的確に運用するといつて譲れないところはあります。しかし、できる限り意見を十分に酌み取つて、またそういう意見も入れながら法案の作成に尽力をしてきたところでございます。

何しろそういう過程がありますから、ある意味では、皆さん方のお耳にはどう聞こえているかわかりませんが、私たちの立場としては本心に誠意努力をしてきたつもりであるわけでございます。しかし日弁連の組織というものは御承知のようにあつた形勢のところでございます。いろいろなそれに参加をしていられる人もおいでになります。またそういうことを間接的に御承知でない方もいろいろおありだろうと思つておるわけでございます。しかし、こういう積み重ねていった経過というものがあつたわけでございますから、それらのことについては互いに十分認識の徹底を図るための努力というものは積み重ねていかなければならぬことは当然であると思つておるわけでございます。そういう問題の考えの余地というものは余りないというふうな私には思つておるというものが実情であろうと思つておる次第でございます。

○橋本敦君 大臣の今の趣旨は、これまでに基本的に誠意を持って協議を尽くして大体話すべきところは話しておつたことに加えて、これから大きな変化というものが予想されないので、積極的に日弁連との協議を再開するという必要はないというように受け取れるわけですね。しかし、そ

ういふ面があるにしても、長年にわたつての協議というものは、それだけ大きな問題であるから続けられてきたことでもありますし、依然としてこの法案を断念せずに出すというお考えもあるわけですから、こういう事情で延びたということもまた一つの機会として、日弁連の申し出もあれば日弁連と必要な範囲で協議を尽くすこと、そのこと自体を全然やらないと断言される必要も私はない、こう思つておるんですが、いかがですか。

○国務大臣(鳩山均君) 先ほど来も申し上げましたように、我々はあくまでもこの刑事施設法案というのを御審議願つて、ともかく監獄法の改正を進めてまいりたいという基本的な考え方は全く変わつておりませんので、今後ともそういう努力をしていかなければならぬというふうに思つてます。今度のいろいろな動きの中でも、非常にある意味では重要な点もあるのかもしれない。しかし両者の間ではできるだけ意思の疎通を図つて、これは打ち切るとか打ち切らぬとかいふ問題ではなしに、やはり同じ法曹三者でございまして、これから大事な司法行政に携わる人たちの協力関係というものを築き上げていかなければならぬ関係でありましようから、そういう点については十二分配慮して連絡を保つて整理を推し進めてまいりたいというふうに思つております。

○橋本教君 若干の協議が調わなかつたその背景に、私は警察庁と法務省との間で考え方の大きな違いというのがやはりあつたのではないかと、このように一つは推測するんです。

端的に言いますと、警察の方が逮捕状で逮捕を執行して四十八時間警察署に留置する、それから後は今度は検察官の取り調べ段階に入つて、身柄は言つてみれば刑事訴訟法と検察官ということのルールと支配の中に入つていく。このけじめが非常に大事だと思つてますが、代用監獄制度を置くということを通じて、身柄がずつと警察署に置かれるという限りにおいて、四十八時間の逮捕状の効力から検察官段階に入り、勾留段階に入つていつた後にも、警察の方の被疑者に対する警察官

の権限に基づく支配のルール、これをやつぱりこの際はつきりしておこうじゃないか、こういう考え方が警察庁にある。しかし法務省としてはそれは簡単にいかなないのではないかと、この理屈問題もあり、また事実その簡単にいかなないのじゃないかということもあつて、技術的な詰めの協議の背景には今言つた警察庁との大きな法の制度をめぐる考え方の違いが実はあるのではないかと、このようにも推測できるんですが、その点はいかがでしようか。

○政府委員(石山陽君) ただいま橋本委員御指摘のように、この法案につきまして、特に代監制度を接点といたしまして留置施設法案と私どもの刑事施設法案が接点になり、機能的に連関しておる、こういう関係にございまして、私どもといたしましては、いゆる代監制度に対する国民の御批判、これは重々承知しておりますが、ある一面におきまして、現在の我が国の警察、あるいは検察、裁判、いわゆる広い意味での司法制度全般の運営が刑事訴訟法を接点といたしまして非常に機能的に組織され働いておるといふ現実がございまして、それをある一点だけをとりだして直ちに代監廃止と言つても、これは言うべくして行いがたい面がある。こういう点から種々関係省庁間におきましてはとも国民の理解を得られて進むべきものは進むべきではないか、この御議論を願つておつたわけでありまして、

またまた今回はいろいろな諸般の情勢から留置施設法案につきましていささか風当たりが強過ぎた、こういう面もありましたために警察庁の方でやむなく断念されるという御事情が出てまいつたわけでありまして、私どもといたしましては、現在の刑事訴訟法を接点とする法体系を新たに見直すという時代が来れば別でございまして、それが現在直ちに行い得ないという状況のもとで、現在の捜査制度あるいは検察、裁判の制度をどういふふうな有機的に関連させ機能させるか、こういう面からやはり現在の私どもがとりましたような選択の方法しかないということにつき

ましては今後とも十分国民の御理解が得られるように説得に努め、あるいは御理解が得られるための運動を起こしていきたいというふうな考えておる次第でございます。

○橋本教君 今お話しのことにも関連をいたしますが、確かに留置施設法案についてはやつぱり風当たりが本当に強かつたというのには事実でありまして、刑事施設法案については、大臣もかねがねおつしやつておるよう、明治四十一年以来の古い監獄法というのはそのまま前まで監獄法といふことで置いておいていいの、かといふ問題もあり、日弁連としても監獄法の改正としてその近代化、国際化、あるいは収容者の人権保障をめぐる処遇の改善、それから今後の開放処遇を含めた近代化を含めて議論をしていくことは事実ですね。

ところが、やつぱり代用監獄制度を存置するといふこととの関連で留置施設法が出てきて、その留置施設法がいろいろの意味で人権侵害を及ぼさないか、弁護人との接見交通権を侵害しないか、警察の管理権を理由としてそれが実是不当な制約を加える根拠として拡張されないか、いろいろの問題が出てきて国民的合意が一層難しくなつてきた、こういう経緯があるわけですね。そこで私は抜本的な問題としては、まさにやつぱり基本はこの代用監獄制度をどう見るか、どうするかという課題が依然として根本問題としてあることは間違いないと思つておるんです。

そこで、これに関連をして二、三伺いたいと思つておるんですが、なぜ代用監獄制度を早くなくせといふことをしきりに私どもが言わなくてはならぬか。それは一つは憲法でも不当に長期に拘禁されることがあるから、そのことが実はこの代用監獄制度で留置しておく、そのことが実はこれまで裁判の歴史上事実として多くの教訓を生み出してきておるからですね。その点で言うならば、法務大臣もつとに御承知と思つてますが、最近の冤罪事件、そうしてまた最近検察官が被告を刑を放棄せざるを得なかつたといふことで新聞に

も多く出ましたあの事件に見られるように、自白は証拠の王ではなくなつたにかかわらず、自白偏重という捜査の中から聞違つた自白が往々にして裁判を誤らしめる原因としてあるといふことが依然として問題として出ておるわけですね。したがつて、まさに聞違つた自白を生む温床が代用監獄制度といふことにあるんだといふこの指摘については、これは歴史的に見て一概に否定できないのではないかと、こう思つておるんですが、刑事局長いかにお考えでしようか。

○政府委員(寛榮一君) 先生御指摘のように最近の再審等の無罪事件、あるいは旭川の日通事件でございまして、この無罪事件を見ますと、代用監獄と申しますか、警察署に留置中に自白をした、そうしてその自白が後に裁判によつて任意性がなく、信用性がなくといふふうな否定した事例があることは承知しております。ほかにそういう事例がそれにとどまらずあることは事実でございますが、そのことはやはり今先生御指摘のように、自白偏重といふようなことが行き過ぎますと、やはり自白に無理をして虚偽の自白を得るといふふうなことになるか、かねないわけでありま

す。自白を得ることはこれは証拠の王とは申しませんが、重要な証拠であるといふことはこれは捜査上変わらぬと思つておる。ただ、自白を得た場合にも、それが強制にわたるようなことはもちろん避けねばなりませんし、自白を得た場合には、それを客観証拠等によつて十分に吟味をしてその真実性を確かめるといふ近代的な捜査方法がとられるべきことも言うまでもないところであります。したがつて、その捜査方法は警察あるいは検察においても、今指摘しましたような悪い自白偏重といふこと、そういうことは逐次改められておると思つておる。今後ともそういう方向で捜査は進められると思つておる。そのことと代用監獄があるといふことは直ちにイコールといふわけにはまいらないといふふうな私どもは考えておるま

○橋本敦君 直ちにイコールというように私も質問しているのじゃなくて、いろいろな事情もあるんですが、間違つた自分を温床として代用監獄というものがやっぱりその温床になっておるといふ、そういう今までの歴史的経過と事実は一概に否定し切れるものではないかと、こういう意味で私は聞いたわけです。局長はそれを厳密に答弁なさつたということでしょうけれども、そういう問題がなければ代用監獄問題をこれだけ議論するわけはないんですからね。

だから、そこで法務大臣のお考えと認識を聞きたいんですが、代用監獄制度を早く廃止せよ、早くなくせということも私がしきりに主張し、日弁連も主張している。そのこと自体、代用監獄はいつまでも永久的に固定していいのだとまではお考えになっていないのか。法務大臣としても、できれば代用監獄制度というものはなくなつた方がいい、またなくすために将来とも努力をする課題であると、こういうふうにおとりになつていらつしやるのか。いやこれはいつまでも置いておいていいというふうにおとりになつていらつしやるのか。そのところを聞きたいために今言つたような質問を試みたわけです。いかがでしょうか。

○国務大臣(嶋崎均君) 長い系譜のある話でございますけれども、ともかく現在の刑事訴訟法を中心として一つの背景があるわけでございまして、そういう中で今この代用監獄の問題というのは論議をされておるわけでございます。

しかし、私は世界全体のいろいろな制度との絡みというものを考えなければならぬと思うのでございまして、四十八時間という制度はずつと長い伝統を持つておるわけでございまして、よその国のいろいろな制度とのバランスから見、今の刑事訴訟法の考え方に立脚している日本の政治とのバランス、そういうようなこともやっぱりよく十分吟味してみなければならぬ余地はあるのだらうと思う。しかし、そういう改正というものは早晩なされる可能性が少ないということ

になれば、やっぱり長らくの伝統を持つて代用監獄問題というのはそれなりに真剣に考えていかなければならぬというふうにお思つております。ただ、御承知のように、刑務所、少年院あるいは拘留所等々の刑事関係の施設につきましては、これは皆さん公共のためですから都合のいいときにどんどん建物を建てていくことに協力してあげましようというふうな気分になかなかつてない現実もあるわけだろつと思つてございまして。したがらしまして、そういう制度的な問題というのは、これは相当の努力をしても残つていく問題であらうというふうにお思つてございまして。

しかし、制度全体として、うんと長期のことを考えれば、これはある程度漸減をしていくという方向で事柄を考えなければいかぬことは、これは当然であらうというふうには思つておりますけれども、しかしそれはそういう環境の問題というのが随分重なるおつたから、そういうことも十分配慮して事柄を考えていただかなければならぬ。また、そうでないと、現にいろいろ接見その他の問題を考へてみましても、非常に多くの問題が残つておることもこれは否定できない事実だろつと思つておる。したがらつて、そういう問題についてはやっぱりもう少し冷静に事柄を考へていかなければならぬのじゃないか。

ところが、余り理想を追い過ぎて、そうでなければならぬ、それでなければ承知しないんだというふうなことを言われると、進むべきものも進めないような論議すら一部に出るというふうなことが、かえつて法案の整理その他に難しい問題を残してあるのじゃないかというふうにお思つておるわけでございます。当たつておるかどうかわかりませんが、どうも今度の経緯の中でそういう感覚も一部持つたというのが現実でございまして。

○橋本敦君 現実問題の難しさということは、それは私も否定はいたしません。大臣がおつちやつた長期の展望ということであれば、次第に減らしていく漸減の方向もこれは否定はすべき

ではないということは今おつしやるのとおりでございます。私が言うのは、まさに明治四十一年以来のこの大きな節目の転機の改革ですから、この機会にこの大問題の、しかも一番大きな争点の問題になつておるこの問題については、まさに一つのこのからの長期にわたる日本の刑事制度の中における哲学をどうあらわすかという問題もかかるので、今すぐ全国に刑事施設全部たたくさんつくれというところを言つておるんじやなくて、やっぱりそのところの理念は明確にする、それが政治の場で必要ではないかということをおし上げたわけですね。

大臣はこの点は慎重にお答えになつたわけですが、私もとしてはそういうことがはつきりしない限りは、この刑事施設法それから留置施設法二本立てでまた出てくるのかもしれませんけれども、これはそういうような基本的な理念抜きには賛成できないし、またそういう理念抜きに現状のままでお出しになるといふことについても慎重にこれは再考していただいて、人権保障や将来過ちなきを期するために積極的な再検討をお願いしておきたいというのが私どもの立場であります。この問題はこの程度にいたしまして次の問題に質問を移さしていただきたいと思います。

次に、私はこの間判決がありました誠備事件の判決に関連をして、これはどうしても検察庁にお聞きをしておかなくてはならぬ問題があるなというお伺いをしたいと思います。これについてこの事件については、私の手元に判決全文がまだできておりませんが、判決要旨をいただいておりますが、この事件の概要、そして大部分無罪になつた脱税の問題について検察庁はどう対応されるか、どうお考えになつておられるのか。この判決について、まず検察庁の受けとめ方を伺いたしたいと思います。

○政府委員(寛榮一君) 今回の加藤君に対する税法違反の事件につきましては、今月の二十二日に一部無罪と申しますか、加藤君自身の脱税については無罪、金丞泰との共犯の脱税については有罪という判決が下されたところであります。この無罪部分につきましては検察として控訴すべきかどうか、ただいま慎重に検討中でございますので、その検討の結果によつて検察庁としては控訴するあるいはしないという結論を下すことにならるかと思ひます。

○橋本敦君 控訴するかしないか慎重に検討されること自体は結構ですが、この一審判決で、加藤にかかると三十二口座をめぐると二十四億余りの脱税という事実で起訴した部分、これが無罪になつたということが大きな問題なんです。

これについて、加藤がこの誠備グループとして証券業界で大変な注目を浴びた重大な事件になつたんですが、この莫大な株取引をやる背景に、三十二口座の口座はこれは架空名義であつて、その背景に、彼の言葉によれば二けた以上の政治家が資金を提供しているとか、あるいは裁判所の判決でも出ておられますけれども、高級官僚が背景にあるとか、あるいは博徒稲川会の横須賀一家の総長の石井進がこれの一つであるとかというふうなことが出てきておるわけですね。したがらつて、こういう何十億という株操作のマネーゲームをめぐつて、その徹底的な解明をひとつはやらなくてはならぬという非常に大事な事件であつたはずであります。ところが、それがほとんど解明されず、しかも検察官が加藤自身の脱税として起訴したその部分全部無罪で落とされてしまつたということ、検察庁のこれまでの捜査及び立件のあり方として反省すべき点はあるのかわないのか。そこらあたりをどう受けとめていらつしやるのか。この点はいかがですか。

○政府委員(寛榮一君) 本件につきましては、御承知のように金丞泰なるものの脱税がまず告発されまして、その捜査の過程で、その共犯として加藤君を共犯として捜査をし起訴した、その過程で加藤自身についての脱税の嫌疑があり告発を受けてこれを起訴したという関係でございま

す。その過程で、先ほど二十四億でございますかの利益の帰属につきまして加藤の言い分いろいろあったわけでございますが、検査官としては架空の三十二口座等がございませうけれども、それをひっくり返して、いわば懐は一つである、加藤自身の懐勘定といえますか加藤自身の計算において株の取引がなされたという結論に達し、したがって加藤自身の脱税であるということで起訴をいたしたわけでございます。

○政府委員(寛榮一君) 今回の裁判所の判断は検査官の主張とは違う判断になったわけでございますが、検査官としてはそういう主張を続けてまいったわけでございまして、それを控訴で争うかどうかをたまたま検討中であると先ほど申し上げたところでございませう。

○橋本敦君 そこで、具体的にそれに関連して伺いますが、報道されているところによりますと、その背後の、架空口座の後ろの人物として、その中に財界人や高級官僚や二けたの国会議員があるんだというように加藤が法廷で言っておったという事実、これは間違いありませんか。

○政府委員(寛榮一君) いろいろなことを加藤は法廷で述べていると承知しております。

○橋本敦君 その中の一つに、実際は玉置代議士の元の秘書、この取引で十億円の資金をその秘書から受け取るために事務所へ行ったとか、あるいは小坂代議士の元秘書との間では、これも十五億円の資金を受けて、それを運用して毎月六千万の利益を渡したと、こういうことも加藤は法廷で言っておる事実、これも彼の供述としてあることは間違いありませんか。

○政府委員(寛榮一君) 徹底的に全文は私も承知しておりますが、そのような趣旨の供述であったと承知しております。

○橋本敦君 そこで局長、この三十二の架空口座をめぐる株の運用取引、それが一つの加藤の懐で、だからその利益は彼に帰属する。したがって、ここから上がった株売買の利益二十四億は彼に帰属するのだから、だから彼の脱税ということ、そこにねらいを定めて捜査し立件をし起訴したと

いうような今お話を伺いました。

ところが、もし加藤が言うように、それぞれの口座の後ろにそれぞれの資金提供者があり、その後の政治家なり高級官僚なり財界人なりが資金を提供し、そしてその口座を通じての運用で利益を得ているということになれば、それは加藤の利益、脱税の問題ではなくて、その利益を得た、その口座の真の利益が帰属する人間がその利益に依りて脱税をしているかしていないかということも含めて、捜査の焦点というものはその架空口座の本当の利益が帰属する主体に捜査が及ばなくてはならぬ、こうなるわけですね。

ところがそうじゃなくて、この口座は加藤の利益に帰属する懐一つの要するに金のプールなんだというように見れば背後関係の追及がそれほど必要でもなくなる、あるいはそれほど意識しなくてもいいと、こうなると、捜査の方針と具体的内容に、つまり背後まで、真の利益帰属者まで追及するからそこまでいっていかないと判断で捜査の観点としては非常に大きな違いが生ずることは事実だと思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(寛榮一君) 捜査の観点の違いでどれほど差が出るかという点はちよつと表現が難しいかと思ふますが、検査官としては、今、橋本委員御指摘のように、いろいろ捜査をした結果、これは結論としては加藤一人の懐勘定であるという結論に達して、その線で起訴をしたわけでございませう。もちろんその場合でも、その背後関係といいますが、たとえ懐が一つであってもその懐へ資金を提供したといえますか、そういう意味での背後関係については捜査が全く要らないというわけではございませんで、もちろん検査官としても可能な限りの捜査を遂げたわけでございませう。その関係については判決の結論のところでも言っておるようないろいろな事情もございまして、公判で明らかになつたような事実の立証にとどまっておるというところでございませう。

○橋本敦君 そこで、実際は審理の中で裁判所が認定しておりますように、この三十二の架空名義

口座に基づく取引ということは、全部これは一括加藤ということではなくて、実際にはこれは加藤以外の者の取引が大変入り組んでおつて、そういう意味ではこれは三十二口座全部が加藤のもの、利益が加藤に帰属すると、こういうわけにはいかない、事実関係として、証拠としてやっぱ入り組んでいるという状況が出てきたというように裁判所は事実認定をしておりますが、これは間違いありませんか。

○政府委員(寛榮一君) 大体橋本委員御指摘のとおりでございまして、結局この三十二口座の、いろいろ入り組んでおるわけでございませうが、その中には加藤以外の者の責任における金の出し入れが相乗りとかいろいろございませうけれども、もちろん加藤の懐でという部分もある。その間がどこまでが加藤の責任に属する範囲であるかということも証拠上明確にすることができない、したがって公訴事実の立証は不十分であるというのが裁判所の結論でございませう。

○橋本敦君 なるほど捜査の困難があつたことは裁判所も指摘しております。例えば有力な証拠資料が全部持ち去られた、特に共犯関係と見られる金沢千賀子ですか、その他事件の重要関係者二名が今なお所在を不明にしておるといふようなことで検査官の捜査が大変難航したということは、これはここに書いてあります。事実そうでしょうか。

が、しかし裁判所はこう認定しているわけですね。これは私が今お尋ねしたことと深くかわるんですが、「それにもかかわらず、焦点を被告人加藤一人、しかも三十二の架空口座のみ絞り、被告人加藤自身の所得税の脱税容疑のみで訴追したことが、かえって直接顧客や黒川木徳証券関係者から真実により近い証言を引き出すことを難しくし、事件の解明を困難にしたものといえないではないか、」こう言っているわけですね。つまり、これは珍しいことですが、裁判所が捜査の基本的な姿勢と観点に若干問題があつたのではないかと、だからこの批判は謙虚に受けとめる必要が私は

あるのではないかと、こう思うわけですが、ここに指摘されておりますように、まさに直接顧客となつて加藤と一緒に株運用に携わつた、しかも資金も提供した本当の後ろの黒幕を全部きつちりそこを押さえていくという、そういう全貌的な捜査を広い視野でなぜ徹底してやらなかつたのか。その上で、その結果として三十二口座が全部直接顧客との入り込みなしに加藤のものであるということとを認定して起訴するならばそれはわかるんですが、加藤のものだという認定を主眼に置いて起訴したという経過が見られるので、裁判所は厳しく批判しているのではないかと、こう思うんですね。そういう意味でいえば私は捜査上の一つの反省すべき点を指摘されたのではないかと、謙虚に受けとめるべきではないかと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(寛榮一君) 冒頭申し上げましたように、この判決についてはただいま控訴の要否検討中でございますので、判決の部分についての論評は私どもちよつと差し控えたいと存じます。

○橋本敦君 私が聞きたいのは判決の論評というよりも、むしろ捜査の問題として指摘をされた点について今の時点で検査官はどうお考えどう受けとめておられるかということなんです。

問題は、この事件の国民が期待した真相というものには加藤の単なる脱税ではなくて、まさに加藤と組んでマネーゲームをやり莫大な利益を得ようとして株運用に加つた背後関係を明らかにすることが非常に大事だつた事件ではないか。その点でこの加藤は法廷でも一貫して真の直接の顧客の名前はこれは高級官僚だとかあるいは政治家だとか、こう言うけれどもその名前は言わない、こう言っているわけですね。これは本人には黙秘権があるんですから、これはそうなんです。だがしかし、事案の真相を見きわめる検査のあり方としては、本人がそう言っているにしても、本人自身は自分の全部取引じゃなくて直接顧客がいるんだ、こう言っているんですから、そのところを徹底的に追及するという点でもっと厳しくやるべきでな

かつたか。

例えば金沢ほか重要関係者二名がこれはもう捜査中からいなくなっているわけですけれども、こういう証人証詞隠滅工作についても未然に防止をして完全に証拠をやっばりつかみ切るというような捜査の点でぬかりがあったのかなかったのか、今厳しく反省をする必要があるのではないかと、こう思うわけですが、その点については加藤の取引の背後関係にまで徹底してメスを入れないと加藤の罪状、罪責それ自体も含めて全貌が明らかにならないという、そういうとらえ方が足らなかつたという点はやっばり私は残るのではないかと思つていますが、重ねて聞きますが、そういう面を指摘した裁判所の指摘を謙虚に受けとめる必要があると思つていますが、いかがですか。

○政府委員(寛榮一君) たいま検査庁の方で判決全文を慎重に検討しているところと思つて、その間において検査庁としてあるいは反省すべき点が指摘されておれば、それはそれなりに検査庁として今後の捜査を進める上での反省とするかと考えております。

○橋本敦君 そのような観点で見えますと、例えば裁判所は一つの問題として下村博名義の口座、この「口座で昭和五十四年六月中ころ以前に行われた取引は、高級公務員のもの」とみられると、はつきり証拠によって裁判所は認定しているわけですね。だから検察官の法廷に提出した証拠、弁護側が提出した証拠、それを総合しますと、裁判所は証拠によつても直接顧客があり、その一つが高級公務員であることが認定できておる。それから今私が指摘した問題で言うならば、政治家関係でも、この判決の中で黒川証券に五つの口座が開設されておりますが、その帰属主体が菅茂雄という人物の「背後にいる人物一人である」ということまで、名は伏せていますが裁判所ははつきりと断定しておる。これは証拠によつて認定している事実ですね。それからさらに、先ほど言つたように博徒稲川会、石井進、彼が直接顧客であつたということも証拠によつて認定しているわけでは

ね。

だから、検察官はこれは全部加藤のものだというところで起訴し立証されたつもりでありましようが、公判の中で出てきた証拠を総合すると検察官の立証そのとおりではなくて、逆に今私が指摘したような事実が認定できる証拠がもう出てきているわけですね。だからそういう意味では、この事件は何といつても背後関係を調べればもっと明らかになつたはずだと、こう考えざるを得ない状況がこの判決からあるわけですね。

そこで私が言いたいのはこういう高級官僚や財界やあるいは政治家が背景にいてはならないかと加藤がおわしているこの事件について、そこまで徹底してメスを入れるという、そういうことをしなかつたのは、加藤の脱税容疑ということを中心に置いて捜査し起訴したという手法もさることながら、その背後関係を徹底的に暴くということ、つまりここにごく高級官僚や政界にメスを入れるということについて検察官は勇気と決断が足らなかつたのではないかとさえ思われかねない裁判所の認定だということでは問題にしていくわけですか。そうではないかということが本日に言えるかどうか。やっばりこの事件の背景にある政財界のグループにもつとメスを入れるべきであつた、これが国民の期待にこたえる正義の検察の道だと私は思うのですが、事実どうなんですか。

○政府委員(寛榮一君) 裁判所のこの判決の判断につきましての評価といふますか判断はまた今検査庁で検討中でございますので、差し控えさせていただきますが、その当時の捜査の具体的な細かい内容はともかくといたしまして、検査当局としては加藤の脱税の容疑を中心に可能な限りその背後関係に至るまで捜査を遂げるべく努力をしたものと考えております。その結果、先ほど申し上げましたような結論になり、公判廷での立証が行われたと。決して政界、財界、官界云々であるということによつて手を緩めるとか勇気がなくなつたとか、そういうことではなくて、可能な限り最

善の力を尽くしたというふうに考えております。

○橋本敦君 それが甘いとか裁判所は批判しているんじゃないですか。証拠によつても、今私が指摘したように、背後におけるのは実際名前の出ていない一人の人物だという政界関係では指摘をし、背後にいる直接顧客者は高級官僚の一人だとまで裁判所は認定している。そこまで証拠によつて認定される状況であつたのにその事実を徹底的に捜査をし追及し究明できなかったというのは、私はやっばり検察として一つの手落ちがあつたというふうに思わざるを得ないですね。

そこまで出ておる関係でいいますと、真の顧客者、今言つた高級官僚とか、あるいは秘書の名前の後ろにいる一人の人物とか、あるいは財界のそれとか、証拠によつては裁判所も認定したそういう人物について、利益が帰属しているそれについて税務調査をやつてみれば、この加藤と一緒に起訴された被告の金が脱税で有罪になつておりますが、同じように脱税の容疑があつたとは断定できない。脱税の容疑があつたかもしれない、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(寛榮一君) 先ほど来申し上げておりますように、検査庁としてはその当時懐一つで加藤の脱税という結論に達したわけでございますが、今から振り返つてその当時のことを考えてこのふうにするればよかつたのではないかと、御意見もいろいろあるかと思つていますが、検査庁としてはそのときに達した結論に従つて公訴を提起したというふうに考えております。

○橋本敦君 それは何遍も聞きましたよ。それが問題になつて聞いているわけだ。例えば裁判所が言つておる昭和五十四年六月中ころに行われたこの下村名義の架空口座は実は高級公務員のものだと認められると証拠で言っている。これは調べてみれば架空名義でやつておるんですから、これによつて得た利益は税務申告上脱税ということになつておつた可能性が否定し切れないのではないかと、こう聞いているんです。どうですか、否定し切れないんじゃないですか。

○政府委員(寛榮一君) たいまの例えば下村何がしの関係でございしますが、個々の裁判所の判断について、その見方については現在検査庁でその控訴の要否の過程で検討中でございますので、個々の点についてはお答えを差し控えています。

○橋本敦君 だから、検討して裁判所が証拠によつて認定した認定が事実であれば、今私がお話したように、この一連の事件との絡みでいうならば、その利益が秘匿をされて脱税されておつたという可能性もあり得るといふことは考えられるんじゃないですか、どうですか。

○政府委員(寛榮一君) この判決の結論をもとにすればそういうことも考えられるということはお指摘のとおりでございますが、検察官としては当時そうではないという別の結論を持つていたわけでございます。

○橋本敦君 その別の結論が誤りであつたということが明らかになつたことですね。そういう意味で、私は捜査といふものは非常にやっばり大事だといふことを思い改めてこの事件を通じて痛感したんですが、法務大臣に伺いますけれども、政界、官界、財界の大きなところが絡んだような事件であれば、検察官の鋭い正義のやいばは一層入れられなくてはならぬのであつて、ロッキード事件でも国会決議に基づいて徹底説明ということで検査庁は力を入れて解明に努力をされてきたわけですが、政界が絡んだ、あるいは財界が絡んだという事件で、検査庁としては絶対にそういうことで左右されたい、断固として法律的に必要な糾明はやるという姿勢に変わりはないと思つていますが、大臣の所信の一つとして伺つておきたいのであります。

○国務大臣(嶋崎均君) たいま御質問の事件につきましては、第一審の判決がありまして、その内容につきまして先ほど来刑事局長からお話がありましたように、それをどう取り扱つかうかということを検討中のごときでございますので、内容についてはとやかく発言すべき立場に私はないと思つてお

でございます。しかし、いずれにしましても、一般論として申し上げるならば、個々の事件につきまして本當に確かな判断と処理が行われて、日本の司法制度の存在というものについて信頼が得られるように、またそういう中における検察官のいろいろな努力というものがきちつと評価されるような、そういう気持ちで努力されることが一般論として必要であらうというふうに思っております。

○橋本教君 次の問題に移りますけれども、私はそういう検察の姿勢というものと国民から寄せられた信頼というものを、不正を許さないという立場で買っていたらいいというところで、この判決が指摘した問題に関連をして聞いたわけですが、刑事局長、これからの検討として、時効になってくるものはもうしょうがないですよ。だけれども、今あなたがおっしゃったような判決の検討から、当該事件について控訴するかどうかということとは一つあるとして、この事件について真の直接の顧客、仮空名義を使って加藤と一緒に株取引をやった、そこあたりの真相と、それから脱税の有無について、あなたもおっしゃったように裁判所の認定どおりであるならば、脱税の可能性がないとは言いがたい一連の事件から生まれていることですから、今後改めて裁判所が指摘した背景的事実までも含めて、今逃亡中の容疑者もいるようですが、引き続き捜査を遂げるということが可能なのかどうか、そこあたりの所見はどうですか。

○政府委員(兎塚一君) 二十二日に判決があつて、ただいま検討中でございます。その過程で今御指摘の仮定の問題として脱税になる、時期からいつて一般論として申し上げてほとんど時効になつていないかと思つて。しかし先ほど判決にもございましたように、逃亡しているという関係もあるわけでございます。それらについては検察当局でその推移を見守つていくものと考えております。

は、私は加藤と共犯関係にあるというように当然見るべきだと思つていますが、いかがですか。

○政府委員(兎塚一君) 逃亡しているということも捜査中のことでございますので、その内容については差し控えておきたいと思つております。

○橋本教君 どのうちにしても、そのところを一つの起点としても、捜査継続は法律上可能な範囲があるわけですから、裁判所の指摘を無にしないで、背後関係を含めて目を光らしていただきたいと思つております。

ところで、話題は変わりますが、いよいよよきようは新電電が設立総会を開かれて発足をすることになりました。この問題に関連をして私がちよつと考へている問題を明らかにしていきたいのでありますが、この新電電は、言うまでもありませんが、まさに我が国最大の会社としていよいよ発足に至りました。資本金は七千八百億円、きよの設立総会で決まるでしょうが、株は当面設立と同時に発行されるのが一千五百六十万株、変態設立で授権資本がありますから全部で六千二百四十万株に将来なりますが、当面は千五百六十万株、この一株の発行価格が、額面とは別に発行価格が二十一万、こういう優良株であります、十分の資産がありますからそういう状況で発足するわけでありまして。

そこで、大蔵省の方に手続としてお伺いしたいんですが、将来これは国が三分の一保有をしてこの株は売り出すということが予定されておるとは明らかですが、この株を将来売り渡す時期、方法等については、今後どこでどのように議論が進められていくことになつておられるのでしょうか。

○説明員(田中誠二君) お答え申し上げます。今回の電電公社の民営化につきましては、これは将来の情報化社会に向けて、事業の公共性に留意しつつ、民間活力を導入いたしまして事業の経営の一層の活性化を図るといふことを目的としておられるわけでございます。この趣旨からいたしまして、政府がいつまでも全株式を保有するということとは望ましくないのでございます。

府といたしましても漸次売却を行つていきたい、こういうふうな考へております。

ただ、今御質問のございました具体的ないつなるかと、この具体的な売却時期でございますが、これは会社の運営、それから経済の動向、そういうものを総合的に勘案して決定していく必要があるわけでございます。現段階におきまして確たることを申し上げることは困難でございます。そして今後こういつた点を十分検討いたしまして適切な時期に売却を行つてまいりたい。また売却の方法でございますけれども、これは電電株式は国民共有の貴重な財産でございますし、その売却に当たりましてはいさかとも国益を損うことのないよう、また国民に疑惑を抱かせることのないようにしなければいけない。そういう意味で、今後、公正かつ適切な売却方法等につきまして、過去の例も参考にいたしまして、民間有識者等の意見も聞きながら十分慎重に検討していくことと思つております。

○橋本教君 どちらにしても今あなたがおっしゃつたようにいづれ株は売却するということを決まつておられるわけで、早ければ六十一年度予算に売却利益を蔵入として計上するということも四月一日発足以後可能になるわけで、早ければことしの秋ぐらゐから今あなたがおっしゃつた株の売却の時期、方法等はいよいよ具体的な議論に上つてくる状況になる、一つはこう思ふんですが、いかがですか。

○説明員(田中誠二君) ただいま申し上げましたように、まだその具体的な時期、それから売却方法につきましては先ほど申し上げましたとおりでございます。今後十分その点慎重に検討していきたいと、そういうふうな我々は考へております。今後も、先ほど申しました繰り返しになりますけれども、国益を損うことのないように十分慎重にやつていきたい、こういうふうな考へております。

期に具体的に検討に入らなくちやならぬようになるじゃないか、ことしの秋はその一つの時期ということも考へられるじゃないか。全然ことしじゅうは売るつもりは大蔵省ありませんかというのなら、そう考へてほしいのですが、そうじゃないでしよう。だから、順次慎重にやるけれども、具体的には来年度予算ということもあり、ことしの秋ぐらゐから具体的な検討を必要とする時期に来ると、こう見てもいいのではありませんか。

○説明員(田中誠二君) お答え申し上げます。その辺も含めまして、すべてまだ今から慎重に検討していきたいと、こういうふうな我々は考へております。

○橋本教君 私はその時期を、そればかりを特にここで問題にするわけじゃありませんので次を進めますが、これは言つてみれば国の財産であり、国民共有の財産、だからこの処分については当然慎重でなくてはならぬというのの当然でありますし、国会の附帯決議もある。そこで、一つの問題は発行価格が一株二十一万ですか、売りに出されるときはどういふ価格を政府として考へるのが妥当か。それはそれが市場に出回つたときの時価を勘案しながら考へないと、安く売つたのでは国の財産を不当に処分したことになるか。そういう関係があつて、価格をどれくらいにするかということとは非常に慎重を要するのですが、これはどこで決めますか。

○説明員(田中誠二君) お答え申し上げます。国が所有する電電株式というのは国有財産になりますので、その電電株式の処分事務というのは大蔵省が所掌することになると思つて申し上げます。その売却方法をどうするか、また今おっしゃいましたように価格をどのようにして決めるか、こういうものにつきましては今後民間有識者等の意見を聞きながら公正かつ適切な方法で売却をしていきますよう、十分注意して慎重に検討してまいります。

○橋本教君 その最終決定、責任を負うのは大蔵省のどの部局ですか。あるいは大蔵大臣そのもの

ですか。
○説明員(田中誠二君) お答え申し上げます。
先ほども申しましたように、この売却方法を検討いたしましたときには過去の先例でございますか、それから民間有識者の意見も聞きながら十分慎重に検討していきたい、こういうふうな思っておるわけでございます。これは政府全体で責任を持つような非常に大きな問題でございます。この点十分慎重に検討していきたいと、こういうふうな思っております。

○橋本敦君 政府全体で責任を持つような事件だと。
そこで、この株は一たん市場に売り出されたら、たちまち数倍どころか十倍、二十倍という値がつく、まさに超優良株だというわけが高いのですが、大蔵省は、価格は別としてそういう超優良株の一つだ、そういう国民の重大な関心を持って見られている株になるということは認識されていきますか。
○説明員(田中誠二君) お答え申し上げます。
そこら辺の問題につきましては、先ほどから繰り返して恐縮でございますけれども、いろいろ国民の疑惑を招かないような方法で十分慎重に検討していきたいというところでございます。

○橋本敦君 疑惑を招かない招かないばかり先走する必要はないんで、大蔵省はこの電電株が極めて優良株だというように国民並びに投資家からは眼目をされたいとされている、そういう株だという、そういう認識をお持ちでしょうかと聞いています。値が出ない株ですか、それとも値が出る株ですか、こういうふう聞いています。
○説明員(田中誠二君) お答え申し上げます。
そこら辺の判断になりますと、今ここで申し上げる状況にないと思いますので、そのお答えに直接はなりませんけれども、我々としたしましては売却方法その他先ほどから申し上げておりますように、十分慎重に今後検討していきたいと、こういうふうな思っております。これは簡単に局長やそこ

らで決まらぬ、政府全体で決めなければならぬ大きな問題だと言ったそのことの重要性は、この株がそういう優良株で刮目されているということも含めて慎重にやらなくてはならぬという、そういう認識でおやりになつていらっしゃるんだと私は理解しておつたのですが、違いますか。
○説明員(田中誠二君) お答え申し上げます。
この売却方法、それから先ほどの時期、そういうものにつきましては今後慎重に検討していかなければいけないということでございます。我々としたしましてはこの電電株式というのが国民共有の貴重な財産である、そういう前提において国民の利益を損わないように今後とも十分に慎重に検討していきたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○橋本敦君 課長さんね、余り難しいこと言わぬで、ざつぱらんでいいですよ。新聞でも雑誌でも書いてあるんだ。本当に優良株なんだから、私も買いたいと言わぬけれども刮目している株ですよ。
それで、先例も考え今後の処分方法は慎重に学識者の意見も聞いておつしやるが、具体的に言うとうと国有財産である株式の処分については、法の規定としては私が調べた限りでも会計法二十九条の三を初め、国有財産法第九条の三とか、予算決算及び会計令臨時特例第五条とか、いろいろあります。時間がありませんから一々詳しいこと聞きません。
端的に伺いますが、この株の処分は全部完全入札ということをやるといふ方法も一つあるでしょう。それからもう一つは、日航株を処分したときもそうでしたが、有力証券会社及びそれを中心とする証券会社シンジケートをつくらせて、そのところで国との話し合い契約で引き受けてもらつて処分するという方法もあるでしょう。こういう方法がいろいろあることは間違いありませんか。
○説明員(田中誠二君) お答えいたします。
電電株式の売却方法といたしましては、今先生

おつしやいましたようにいろいろあると思いが、競争入札の方法によるか、またはその他の方法、例えばシンジケートによる方法にするか、こういうものにつきましては、また今後十分慎重に検討していかなければいけないというふうな思っております。

○橋本敦君 ちなみに伺いますが、証券会社が引き受けた場合において、こういう前提はまだ決まっておりますけれども、仮にとおっしゃられますが、一般論として、電電公社の株ということではなくて一般的に株が売り出された場合の引受手数料はどうなっているか、こういう御質問の趣旨として理解して答弁させていただきます。
これは引受会社と売り出す株の保有者との間で一件一件契約で今決まっております、こういうことでございますが、その結果を見ますと、売り出し価格の三・五％というケースが多いわけでございます。ただ新規市場に伴う場合には、これは価格によりまして若干差がございますけれども、百七十二円以上の高価格のものにつきましては一株二円がさらに追加されているというようなことになっていくように理解をしております。

○橋本敦君 そうしますと、この電電株は発行価格が二十一万ですか。恐らく売りに出されるときの売り出し価格は議者が予想するところでは二十一万どころか、その倍として四十万前後ですか、最低三十万以上からという価格がつくであろう、こう言われているわけですね。だから、したがって売り出し価格が何倍になるかわかりませんが、一般的通例のように三・五％の手数料ということになりまして、国が何回に分けて売り出すかわかりませんが、少なくとも一千万株あるいは数百万株という単位で出されるとすれば、計算

してみただけでもその手数料というのは莫大なものになるわけですね。仮に売り出し価格三十万として手数料がその三・五％、上乗せの二円がなしとするとその手数料は幾らになるか、ちよつと計算できますか。ちよつとやってみてください。後でもう一遍聞きます。かなり莫大なものだと思いますよ。一般論としての計算です。
そこで、我が国の証券業界がこの優良株の、しかも目の前に当然予定されている国からの売り出し、売却ということについて、これは黙つて見ておるはずがない。まさにここがこれからの問題なんですよ。

既に新聞は新電電株の主幹事をねらえということと四大証券が綱引きを激化させておるといふことを書いておるし、ある会社は新電電の対策室を設けてその対策に当たつておる、こういうことであるわけですが、問題は完全に国が入札にやつてしまふならば、証券会社が引き受けて手数料をもらひ、そしてまた引き受けた以上自分が顧客への割り当て権をかなり裁量で持てますから、そういううまみもなくなくなりますので、証券会社としては完全入札で株が売却されるのではなくて、一路まさに証券会社への引き受け、これを通じて国が処分するように熱望することは目に見えておるわけですね。そこで、証券会社に引き受けさせることはあり得ないということはないので、今お話しのようにあり得ることであるわけで、これをめぐつてまさにこれから重大な疑惑が生じないようにどうしていかうかということが非常に大事な問題になつてくるように思うわけですね。

ちなみに、私は四大証券会社の最近の政治献金を自治省に届け出られた公報から拾つてみました。そういたしますと、四大証券の野村、日興、大和、山一、この四つで昭和五十四年から五十八年までの五年間で国民政治協会へなされた献金が合計五億二千八百八十二万八千円という金額になつております。つまり一年間で平均して四大証券が一億少々献金しているわけで、中でも野村証

券は他の証券会社を抜いて五年間で一億八千五百万、日興証券は一億二千百万、大和は一億一千万、山一は一億一千万。拮抗しております。こういう四大証券会社の五年間の国民協会への表に出た献金を献金会社総額から見ますと約三割に及んでおります。かなり莫大なものですね。つまり私が言いたいののは、これらの証券会社は政治献金を通じて政界と無縁ではない存在だということでありまして。

刑事局長にお伺いしたいんですが、もしも仮にこの戦争が激化をして、ある証券会社が何としてこの株式の売却は入札は困る、証券会社引き受けという方向でやってもいいと政治家やあるいはお役人に働きかけて、そしてもしもそれがうまくいったならば、我が社が割り当てであるいは引き受ける株のうち幾らかをあなたに持つてもらえるようにお約束しましょう、こういうことを言ってお話をしていくというようなことになれば、これは私はいくらにせよ収受の約束ということでは刑法上の犯罪を構成するおそれが出てくる、こう思いますが、いかがですか。

○政府委員(寛榮一君) たいだい大分まだ将来の仮定の話でございますが、今のお話の中で問題は一つ一つあるのかと思いますが、一つはそういう株式がわいの対象になるかどうかという点、これは先生御承知の殖産住宅の裁判が裁判例の一つでございます。この事件では、上場予定の株式で、かつ上場後値上がりがある場合に期待される客観的状況がある場合に、その上場予定の株式を引き受けさせるのや、引き受けてもらうこととはわいの対象となり得るといふ判断がございまして。ただ、今の先生御指摘の場合が、今申し上げた上場予定の株式で、かつ上場後値上がりがある場合に期待される客観的状況がある場合でございまして、そういう状況が、わいの対象になりますから、引き受けがなされた事象、約束がなされた事象のときにそういう状況があるかないかということが大きな問題であるかと思っております。そういう状況があれば観念的にはわいの対象にはなり得るといふこと

でございます。

それからもう一つは、これは一般論で申し上げるまでもないのですが、当該政治家やお役人の職務に関するかどうか、どういふ人がどういふ方法で決めるかはまだこれからの話という大蔵省のお話でもございまして、その辺の具体的事実が認定されればなり得る場合もあるというふうに考えております。

○橋本敦君 刑事局長の答弁はまさに法律的にはごもつともだと思っております。だから、今刑事局長がおっしゃったような条件ということでは十分犯罪が成立し得る可能性が出てくるわけですね。特に、この電電株については私がさつきから言っているように、優良株としての値上がりは当然期待されるという客観的状況はこれはめぐえないというところが一つあると思っております。

それからもう一つは、職務権限その他いうならば慎重に処分しなくてはならぬということが国会決議で決められ、今大蔵省からお話があったように、処分の方法、時期等を含めてこれは広く政府を挙げて全体の責任で公正になつていかなくてはならぬという大きな問題だということはお話もありません。私はいくらにせよ職務権限という点からいえばかなり重大な問題が多くの範囲で広がっているケースになり得るといふように見ているわけでありまして。

今刑事局長おっしゃった同種の判例は、私が調べてみますと、大蔵省の昭和七年の判決であります。大審院時代には、これは昭和七年の判決でありますけれども、山手急行電鉄が電車を走らせたというところで会社をつくる準備をして、そして鉄道軌道を敷くのですから免許が要りますので申請をいたしました。そこで多数競合いたしましたのでなかなか決まらぬ。そこでこの事件で被告になつた皆さんが何とかしなくてはならぬというので、時の鉄道政務次官に、ぜひ免許を我が社に下さい、もし下さつたらお礼として現金二十万と、それからこれから設立

される会社の株式一万株をあなたに渡しませうという話をし、よしわかつたということで、その約束をして、それが事犯に問われてこれが有罪になつた事件で、今局長がお話になつたと同じように、将来設立される会社であるけれどもそれが確定であり、かつプレミアもつくような、そういうような状況の中であつたということも含まれて、わいの罪が成立しております。

そこで、法務大臣に私は伺いたんですが、現にこの証券会社は今私がお話したように莫大な手数料だけにどまらず、将来ともこれが売り出されていくこと、それからさらに将来は新株が発行されれば、この最初の売り出し株式を手に入れば当然新株引受権が手に入るし、無償で引き受けができるということになれば物すごいプレミアですからね。そういうことをめぐつて、この最初の株売り出しをめぐつては、これは大変な暗躍が各所でなされ得る危険性を含んでいる、こう思うわけでありまして。そういうことの中で国は厳正に対処していかなければならぬ。しかしその処分方法として今言つたように証券会社に引き受けさせるということもあり得るといふことはもうはつきりしている。そこで、証券会社がやると言いませんよ。だれがどこでやるかわかりませんが、これから国の放出が自己に有利になるようにいろいろの策動があり得るかもしれない。経済事犯が激化するかもしれない。現にこの巨大な利権をめぐつて四大証券の主要争いが激化しているという前哨戦が新聞にも報道されているというやうな事情でございまして。

そこで、この問題については私はなぜ誠備事件から話を始めたかといふと、誠備事件では政界のマネーゲームに手を突っ込んで介入するということまで検察は断固やらなかつたという、そういう批判が裁判所から判決でもなされておるぐらゐのことであるので、そうなるてはいかぬ。だから今後この電電株をめぐつて大蔵省は大蔵省で厳正にやるでしょう。政府を挙げて公正を期していかななくてはならぬという意味で検察庁も、犯

罪の予防ということには直接どうこうせよと言いませんが、厳しく目を光らして、政治家、官界、財界を含めあらゆるところで一切の不正が起らないように断固たる決意で目を光らしていかなくてはならぬということをお話するのですが、大臣としての御意見はいかがでありませうか。

○国務大臣(嶋崎均君) たいだいまの問題につきましては、もう先生自体もそれだけ御興味を持っていられるように、またいろいろの報道も行われているわけでございます。実は私不勉強で、余りその点はよく勉強はしておりませんけれども、しかし非常に重要な問題であるというふうな思つておるわけでございます。したがって、その処理についてはどこまでも厳正に行われるであろうというのを確信し、またそういうぐあいに運行されることを私も心から念願しておるわけでございます。

また、今お話しになつたことは幾つかの前提を置いての将来のお話でございますので、その一つ一つについて論評することは避けたいと思つておりますけれども、こういう新聞等でも十分報道されていくこともあり、また検察当局もしたがってそういうものについて十分承知をする環境にあることも事実であるというふうな思つておるわけでございます。まして、事態の推移に応じて適切にいろいろの判断をしていくだろうと私は信じておるわけでございます。私自身もそういう点につきましてには間違いないやうな処理が行われるやうに、何か力が出せることがあり、お役に立つことがあつたら、そういう気持ちを出していきたいというふうな思つております。

○橋本敦君 さつきお願ひした一般論ですが、計算できましたか。わかりませんか。

○説明員(金野俊美君) お答えいたします。甚だ先生には御要望に沿えない話でございますけれども、料率の方は一般論として三・五%が多いというところはお話しできるわけでございますが、実額として手数料は幾らになるかということ、御案内のように売り出される株数と、その株

についての売り出し価格、これで決まってくるわけでございますが、いずれも全く未定でございます。しかも株数につきましては国会の議決というものが必要でございます。今の時点で一般論としてでもちよつとお答えしたい状況にございます。御理解いただきたいと思ひます。

○橋本敦君 じゃ、次へ行きますので、大蔵省あたりがどうございました。結構でございます。

刑事局長にお伺いいたしますが、ロッキード事件の丸紅ルートに控訴審公判に關連をしております。

まず最初に、弁護人側の控訴趣意書の提出期限はいつというように裁判所から御指定になっておられるのか、もし御存じでしたら、ちよつと教えていただきたいと思います。

○政府委員(寛榮一君) 丸紅関係の田中角榮、横本敏夫、而被告人に対します控訴趣意書の提出期限は本年の五月三十一日でございます。

○橋本敦君 ところで、本年の五月三十一日というと、もうあと二カ月でございます。私の弁護士の経験から言ひましても、まさに今ごろは書面作成の一番大事な議論と研究と起案の時期ということになっておるわけでございますが、田中さんが残念ながら御病気で療養されていらつしやる。そこで弁護人の方がどうなさるか。この控訴趣意書の提出期限を特例をもって裁判所で延期をしてもらいたいという御意向があるのかどうか。そういう申し出があれば檢察官にも当然裁判所は見回付があるかと思うんですが、そこらの状況は耳に入っておりますか。

○政府委員(寛榮一君) その点に關しては何も聞いておりません。

○橋本敦君 控訴審の性質から言つて本人は出頭義務はありませぬし、十分の余裕をもって期限が決められておりますので、今のところそういう動きもないということですから、それはそれとしておきたいと思ひますが、今度の控訴審では、多くの議論が出ておりますように、弁護側の争点として出してくる論点というのが大体もう幾つか想定

されるような状況に一つはなつていますね。それだけロッキード事件の裁判というのは国民的注目を浴び、公開の法廷で行われ、国民注視の中で判決が下され、国民はもちろん法律家の中でも多くの議論になつてきた経過があるからであります。

その弁護人が主張する論点の一つに、囑託尋問調査の証拠能力、これが大きな問題になるであろうというところは一般に言われておることですね。その中の一つとして、囑託尋問を外国で行う直接の法の規定がないのにこれをやつたのは違法であるという論点の一つと、それからもう一つは、あの調査がで上がった、その調査を裁判所が証拠採用するに關連をして、反対尋問を經ていないから、反対尋問を經ていないものを証拠能力ありとするというところは、これは反対尋問権を保障した憲法の規定に真つ向から反するという主張、こういうことが言われておるわけでありませぬ。

こういう議論に對して檢察庁はどう対応されるか。一番の論点で檢察総長は、法律論も含めて田中有罪を論告したあの檢察官の論告は歴史に耐え得る論告であると胸を張つておつしやつたわけでありませぬが、こういった法律論についても控訴審の對策として檢察庁は十分の検討と確信を持つておられるのであろうか。持つておられるに違ひないかと、こう思つて聞くわけでありませぬ、いかがですか。

○政府委員(寛榮一君) 先ほど申し上げましたように、最終的に控訴趣意書が五月三十一日まで提出ということに現在もなつておるわけでございます。それを提出されれば、それに対して檢察側の方からの答弁書というものが作成提出されることは先生御承知のとおりでございます。

いろいろな論点があると思ひますが、今までの一番の経過等から見まして、論点は大体ある意味では想像がつくと思ひますが、出てみないと新しい主張があるかわかりませぬけれども、それでございますので、その控訴趣意書が出ました段階で答弁書の作成をするということでございますが、今先生御指摘の主要な点であります囑託証

人尋問の証拠能力につきましては御承知のように第一審で三決定がございませぬし、小佐野関係の東京高裁の判決がございませぬ。いずれもその証拠能力を認めておるところでございます。

また、弁護人の方から新たな論点が出てくるという事になれば、それに対して檢察官の方の答弁書でそれに対する意見を述べるといふことにならうかと思ひますが、基本的には今の反対尋問の点に限つて従来の檢察当局の主張を申し上げますと、一番の公判で檢察当局は本件の場合において、その囑託証人尋問調査に關してでありませぬが、刑事訴訟法二百二十六条に基づいてコーチャン氏ら三名に對し証人尋問の請求を受けた東京地裁の裁判官は、右証人尋問に被疑者、被告人または弁護人を立ち会わせることは捜査に支障を生ずるおそれがあると判断し、同法二百二十八条二項でございませぬが、そういう判断をいたしまして、司法共助に当たりアメリカ合衆国の司法機關に對し、囑託書に証人尋問は連邦檢察、日本國檢察及び尋問にかかる証人の弁護人のみが立ち会ひ、他の者の立ち会ひを禁止した非公開のもとで行われたい旨を要請をいたし、アメリカ合衆國連邦地方裁判所は右要請に従ひ証人尋問を実施したものである。しこうして、刑事訴訟法二百二十八条二項が憲法三十七條二項に違反しないとするのが最高裁判所の一貫した判例であるという主張をして、その適法性を主張したわけでございます。

この主張に對しまして、ただいま申し上げました東京地裁における三決定及び小佐野事件の控訴審判決、それぞれ多少論理構成に違ひはございませぬが、結論として本件囑託証人尋問の証拠能力は肯定されておるといふことでございます。したがひまして、基本的には一番における檢察官の主張、これに對する三決定、あるいは控訴審判決というものを基調といたし、弁護人側の控訴趣意書の内容に對して的確な答弁書を作成し、檢察官の主張を展開するものといふふうにご考慮をしております。

○橋本敦君 わかりました。この問題は一番でも

双方論じてきた問題であるし、一審判決で判断が下された問題であるし、今言つた控訴審でも判断が下されるということで、檢察側の主張はずつと認められておるといふ強みは檢察側にあるといふことはわかりませぬ。

小佐野控訴審判決でも一つ聞きたいのは、コーチャン等に對する免責ですね。あの免責が違法だという主張も弁護人はしておつたはずであります、それに対する裁判所の判断はいかがでしたか。

○政府委員(寛榮一君) 結論として裁判所はやはり適法であるという判断を下しております。

○橋本敦君 私は、そういうことを通じて、ここでは細かい法律論争をやるつもりは全然ないんですが、聞きたいのは、ロッキード事件丸紅ルートの控訴審の対応として、伝えられる囑託尋問あるいは免責の問題、こういった論点については一審では論議がされてきたし、小佐野判決もあるし、檢察官としては控訴趣意書でどういふ主張が出るかは慎重に見なくてはならぬが、基本的にはこういった田中側が言つてくるであろう主張については、十分檢察官のこれまでの主張が控訴審段階でも裁判所によつて維持されるであろうという展望を持つておるといふふうにご考慮になつていらつしやると見てよろしいわけですね。

○政府委員(寛榮一君) 五月三十一日の弁護側の控訴趣意書を見ないと何とも言へませぬ。その内容に對して対応するものと考えております。

○橋本敦君 細かいことはそうなんですが、私が指摘した論点に關して言うなら、囑託証人尋問の証拠能力、免責の問題、それから反対尋問を經ない証拠能力の問題、憲法論、こういった問題については、これは新しくありませんから、基本的にこれらの問題については小佐野判決も出たし、控訴審でも十分檢察側の主張を維持できるという、そういう確信をお持ちだらうと、こう思つて聞いておるんです。それはそれでよろしいでしょうか。

○政府委員(寛榮一君) そのとおりでございます。

○橋本敦君　そこで検察官、全然新しい観点からの私の問題指摘にどう考えるか、ちよつと伺いた

○橋本敦君　それは、コーチャン、クラッターなどの囑託尋問を弁護側が控訴審段階で請求をした場合、反対尋問を経ていないからというの、しきりに彼ら

○橋本敦君　それは、コーチャン、クラッターなどの囑託尋問を弁護側が控訴審段階で請求をした場合、反対尋問を経ていないからというの、しきりに彼ら

○橋本敦君　それは、コーチャン、クラッターなどの囑託尋問を弁護側が控訴審段階で請求をした場合、反対尋問を経ていないからというの、しきりに彼ら

○橋本敦君　それは、コーチャン、クラッターなどの囑託尋問を弁護側が控訴審段階で請求をした場合、反対尋問を経ていないからというの、しきりに彼ら

し、どうい理由で請求するかということもござ

ただ、今御指摘のように、第一審では弁護側か

その際、その決定が下るに際しまして、検察官

○橋本敦君　ですから、採否は裁判所がお決めに

御判断があつたようですからいいんですが、私

言うのは反対尋問がないから憲法違反だ、憲法違

もう時間が参りましたので、あとはじめの問題

まず、いじめの問題でありますけれども、ま

○政府委員(野崎幸雄君)　ただいま先生から御指

この問題につきましては従来から学校及び教育

ろによりまして、いじめの問題につきましては、

いじめが行われております原因としては、ある

そこで、私もではこの三月一日付をもちまし

全国の法務局長、地方法務局長に対し、この問

趣旨から、全国人権擁護委員連合会長からも各県

の人権擁護委員連合会長を通じて、全国の人権擁護委員にこの問題の解決に積極的に取り組むようにという趣旨を要請してございます。

○橋本教君 趣旨はわかりました。今局長もおっしゃった言葉にもあるんですが、このいじめの問題というのは人権問題ということであると同時に、すぐれて教育問題でもあるわけですね。だからしたがって、その情報を得たらすぐに学校に通報し学校と協力するという態勢をとるといふのは私は当然のことだし、ぜひやらねばならぬと思うんですが、何と申しても法務省はこれはお役所でございますし、言ってみれば国家権力の一機能を保持するところなんです。そういう意味で、教育の場と人権擁護局の仕事ということの接点を本当にうまくやりまさんと、逆に教育への介入というふうなことになるのはこれはもう大変なことになるわけですね。

だから、そこらあたりについて、教育への介入ということにならないということと同時に、教育現場での教師の教育的配慮を問題解決の上ではやっぱり最優先させるような取り組みというものを主眼に踏まえておきまさんといかぬのじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(野崎幸雄君) この問題につきまして、ただいま先生御指摘のような問題があることでございますので、通達の中におきましてもこの問題が学校教育、学校行政の問題に深くかかわる問題であるということに留意をして、かりそめにもそれに対する干渉になると言われるような非難を受けることのないよう慎重にやってみようというところは明記してあるところでございます。

ただ私どもは御承知のように人権思想を高揚するための啓発機関でございます。私どもがこれからやろうとしておりますことは、学校現場における問題は先生方にお任せをする。ただ、こういう問題は社会全体が真剣に取り組んでいかないといけないのじゃないか。いろいろ聞いてみますると、子供の間ではだれだれが非常にいじめに遭っておりますというところは話題になつていようであり

ますし、また、その子たちが家庭では話しておるケースが多いと言われておるわけでございます。ただ、そこからこの問題が表に出てこない。例えば保護者でも自分の子供がいじめられていないときは、それを持ち出して学校に持つていくということをしなないという問題があると言われているわけでありませう。

そういう点を考えますと、全国におられます一万一千五百の人権擁護委員は、そういう二ユースを比較的キャッチしやすい立場にあるのじゃないか。そういうものをキャッチしたときには、まず学校にこういう問題が起こっていることを御存じですかということをしる上げることによって、学校でもそれに適切に対処をしていただくことにしたい。同時に地域の住民の方にも、こういう問題は放置しておくという差別を起すことにもなりかねないという観点から、いじめの持つ問題の重要性を啓発していきたい、かように考えておるのでございます。

○橋本教君 そこで、具体的にどこかで情報を収集探知した、それを学校に連絡した、こういうふうにならうかという、あるいはおっしゃる啓発活動で具体的なプログラムができたか、そういうふうな状況にまで今至つておられますか、全くこれからですか。そこらあたりいかがですか。

○政府委員(野崎幸雄君) ちょうどこの通達を出しましたのが今月の十二日のことでございます。また全連の会長から通知が出されたのも同日付でございます。現在これが各人権擁護委員のところを回つておる段階でございます。いろいろ聞いてみますると、既に幾つかの情報が寄せられておるようでございますけれども、先生が先ほど来おっしゃつておられますように、いろいろ重大な問題もございまして、それを収集しました上で我々の方でも具体的にどういった方向で取り組んでいくかということを検討して、その上で啓発活動に乗り出していきたい、かように考えておるところでございます。

○橋本教君 わかりました。私もお願いしたい一

点はそこにあつたわけで、情報を集めてすぐ伝える、これだけというのじゃなくて、情報を集めても、人権問題として検討すると同時に、教育的配慮を十分にする余裕と機会を教師グループ、地域等を含めてお持ちになるような、そういう姿勢でやつていただきたい。何と申しても子供の世界のこと、教育の現場のことですから。

そういう意味で大臣としては、これは新しい企画、試みではあります。これを推進する上で文部大臣あるいは文部当局とも十分必要な協議があればそれを尽くしていただいで、教育的配慮もぜひお忘れなく進めていただきたいと私は希望いたしますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(嶋崎均君) 最近社会的な注目を集めているこのいじめの問題につきましては、先生御指摘になるまでもなく、我々としても人権上の問題である以上に教育的な問題が非常に大きなウェートを占めておるといふことは重々承知しておるわけでございます。したがって、こういう通達を出すときには、文部省との間にも連絡をとりながら実際は処理しておるといふようなことであるわけでございます。

考えてみますと、だんだん核家族が進んでおる、あるいは小さい家庭がふえておるといふような状況になつておるわけでございます。また受験競争というふうなこともありますし、地域社会の連帯感というものがだんだん薄れてきているというふうな、そういう社会的な事情の変化ということも背景にはあるように思ふのでございます。しかし基本的にはこのいじめの問題というのは、ただ単にそういう問題を通り越しまして、やっぱり我々が心配しておるように根底には他人に対する思いやりの欠如であるとか、あるいはいたわりの心が欠けておるとか、あるいはいじめの問題に絡むような問題もあるのではないかと。そういう意味合いから、やっぱり総合的な問題として事柄を処理する方がいいのではないかと。そういう意味でこの通達を出していただいたわけでございます。

したがって、今後学校との関係はもちろんのことでございますが、地域社会全体の人権意識を高めようという背景の中でこういう社会的な変化に少

しでもうまく対応していく、そういう中でこのいじめの問題を解決していきたいというふうな気持ちでございますので、御了承いただきたいと思

○橋本教君 そこで、教育的配慮、人権問題いろいろ出ております片方に、少年事件の処理を裁判所が責任を持つて非行克服のためにどうやっていくのがいいかという、常に問われる問題が依然としてあるように思ふます。そこで、裁判所にこの数年の少年事件の推移、そして少年事件を担当する裁判官が少年事件の増加に見合つて十分にいらつしやるのかどうか。あるいはその審判の前提となる適正な調査を行う必要があるわけですが、その調査で調査官の数が私は足りないという話をよく聞くのですが、調査に遺漏なきように期せられておるのかどうか。裁判所職員定員法も出ておるわけですが、裁判所の増員がままならぬという状況の中でのいかにがなもので心配しておりますのでお話をいただきたいのであります。

○最高裁判所長官(代理者)(山口繁君) まず最初に、最近十年間の少年事件数の動向を御説明いたします。

昭和五十年の少年事件の新受件数は、一般保護事件が約二十万件、道路交通保護事件が約二十四万件、合計約四十四万件でございます。昭和五十九年になりますと、一般保護事件が約二十九万五千件、道路交通保護事件が約三十九万件、合計六十八万五千件と増加しているわけでございます。一方、裁判官の数は昭和五十九年当時が三百四十一人、昭和五十九年には三百四十四人、それから調査官数は昭和五十九年当時が千四百六十四人、昭和五十九年は千四百六十七名。そういったと、事件数が非常にふえているのに、裁判官、調査官はたかだか三名ずつの増ではないかという御指摘が当然あるうかと思ふます。

したがって、今後学校との関係はもちろんのことでございますが、地域社会全体の人権意識を高めようという背景の中でこういう社会的な変化に少

確かに昭和五十年と五十九年とを比較いたしますと、二十四万五千件の事件の増加がございす。しかしながら、その内訳を見てまいりますと、道路交通事件の増加が約十五万件でございす。一般保護事件の増加は約九万五千件、その一般保護事件の増加のうち約七割が万引きあるいはオートバイ、自転車の乗り逃げによります窃盗、さらには放置されている自転車の乗り逃げによる遺失物横領等が占めております。かたがた非行の低年齢化ということによりまして中学生を中心とした少年事件の増加が一般保護事件の半数を占めております。これらの多くは遊び型非行と言われまふので、事件数に示されるほどの負担がふえるものではなからうかと思ひます。

それにいたしまして、事件数が多いのでございすから、それなりに負担もふえてくるわけではございす。道路交通保護事件について申しますと、実は昭和四十年前後には七、八十万件あったわけではございす。その当時と比較いたしますと、現在の事件数はそれほど負担過重でもないだろ。それから、一般保護事件につきましても、昭和四十一年当時は約二十五万件ございす。その内容は、傷害、恐喝、暴行というような粗暴犯あるいは強盗、殺人、放火、強姦という凶悪犯、これが非常に多うございす。内容的にも非常に難しかったわけではございす。そういう状況もございすので、事件数の増はございす。今更要求いたしております裁判官三名、調査官三名、事務官三名の増員措置が講ぜられますならば、それほどの負担過重もなく、適正迅速に少年一般保護事件の処理がなされるものと考えております。

今後もお少年一般保護事件等の事件の推移を十分見きわめまして、必要な増員措置をお願いしてまいりたいというように考えております。

○橋本敦君 局長の御説明は理路整然とお話しをいたして、それなりによくわかるわけですが、それにしてもこの数の増大で、これだけの人員の

増大ではという感じが残るんですね。

そこで、私も全司法の皆さんともよく話しますが、やっぱり少年調査官の増員というのはいつも要求の一つに、ほかにいろいろありますが、出てまいります。そこで、一説では今局長がお話のようなことで、事件数は保護事件でこの十年ほどで九万、それから道交関係では十数万ふえていくというふうなこともあつて、簡易迅速に処理するということに主眼を置いて、モデル試案をつくられて、極めて簡易迅速にいくような方式をおとりになつていくのではないだろうか。それが結局少年事件の、一つは家庭環境も含めた慎重な調査、子供たちの性格、資質を含む評価、時間がかかる問題がネグレクトされてしまつて、約束手形訴訟事件のように形の決まつた判決ということ、機械的にどんどん出てくるようになれば、これは家定裁判所の審判あるいは取り扱ひとしていかなるものかということも危惧する向きが耳に入つてまいりましたので、そこらあたりそんなものじゃないのだからと思ひますが、どう御方針なのか教えていただきたいわけであります。

○最高裁判所長官代理者(猪瀬 郎君) 家庭裁判所が取り扱ひます少年事件には、万引きとか自転車等のいわば乗り逃げ等の事件に多く見られます。少年の過性の軽微な事件から、少年の資質や環境に問題の見受けられます複雑、困難な事件まで多種多様ございす。これらの事件に対して家庭裁判所として一律な取り扱ひをするというのは適当ではないと考えておるわけではございす。複雑、困難な事件に対しては綿密な調査を行うことが必要でございす。他方、一過性の軽微な事件につきましても、必要限度での簡略な調査によりまして、早期に少年に対して手当てを施して、早期治療を図つていくという基本的な方針で事件処理を行うことが少年の健全育成の理念にも沿つた適正妥当な処理であるというふうな考えでございす。

こういう方針に基づきまして、既に昭和四十年代からでございすけれども、家庭裁判所の一部

では軽微事件の処理要領というふうなものを作成し始めておりました。現在では全国の大数の家庭裁判所において、こういった方針に基づいた処理要領を作成して、綿密な調査を要する事件とそうでない事件とを選別して、事案に応じた適正迅速な事件処理を行うというやり方に工夫を払つてきております。

こういった状況のもとにございすけれども、少年事件の処理手続の運用が、各家庭裁判所を個別に見ますと処理要領の内容におきましてある程度の格差が見られるわけではございす。全国的にはやはりこれらの運用の格差をできるだけ解消して運用の標準化を図つていくと同時に、その手続の運用が適切妥当なものになるようにしていく必要があるというところは、これは適正処理の観点から、また法的な安定というふうな観点から、さらには少年に対する教育効果を確保するという観点からも望ましいことではございす。この点につきましても、全国の家庭裁判所の裁判官の間におきましてもおむね異論のないところでございまして、かねてから各庁より標準的なモデルをつつてもらいたいという声が高くなつていたところではございす。私もそういうふうな要望を受けまして、各庁で処理要領の作成をする場合、あるいは既にお持ちの庁ではそれを改定する場合に参考にする趣旨で標準的な内容のモデルを検討しておるところではございまして、その準備として各庁の意見をあらかじめ聞くためにたまたま台としてモデル試案を作成したものでございす。

こういうような経過でございすので、モデル試案の主眼としましては少年事件の適正な処理、これがあくまでも主眼でございまして、その適正な処理の範囲内において迅速な処理をも図つていくということももちろん考えているわけではございすけれども、適正な処理を犠牲にして迅速な処理を図るといふ考えは持つていないところでございす。モデル試案の内容は、今御説明申し上げましたように、各家庭裁判所の処理要領を十分参

酌して作成しておりますので、全国的に見ますと、平均的、標準的な内容のものとなつております。したがって、このモデル試案によりまして、適正な処理というものをいわば犠牲にして効率的な処理を図つていく、そして現状の処理を大幅に変更しようと、そういうふうな考えは持つていないわけではございす。

○橋本敦君 御趣旨はよくわかりました。これからそのモデル試案に基づく運用ですつと合理的にやつていくということが実際出てくれば、これはいいわけで、慎重に各家庭裁判所の御意見を聞きながらやつていただいております。一方、少年法制定というふうな動きもあり、依然として非行事件ということが社会的に問題になり、私は広い視野で、時間をかけてもこの問題というのは慎重に考えていく必要があるだろうと、こう思つております。きょうは時間がありませぬのでこの程度で、またの機会にお教えをいただきます。こう思つても、こう思つても、それにしても、定員法にも関連をしますが、この家庭裁判所について、増員の方も局長の方でひとつ引き続きよろしくお願いしておきたいと思ひます。

次は、供託に関連をして一、二点お伺いをしておきたいと思ひますが、端的に言ひまして、これから六年、この前は三年でしたが、六年ということになります。六年たつたらまた今年十年か、こういうことも考えられないわけじゃないのですが、ここらあたりの見通しというのは、私は国民に対して政府が責任を持つてやつていくことなので、余り皆さんに受けとめるわけにはいかない大事な問題だなど、こう思ふんですね。

そこで、当初の三年というの、これはやつぱり延びるといふ含みがあるが実際は法務省にあつたのか、いややつぱり三年ということではいけるという見通しだったのか、それならなぜそれが狂つたのか、今後の六年の問題はまた狂うのじゃないか、そこらあたりの疑問がありますので、この際お考えをお聞きかせたいと思ひます。

○政府委員(枇杷田泰助君) 昭和五十七年から三

年間供託金の利子の停止をいたしておるわけでございますが、その三年間の停止の措置を考えましたときには、政府の財政再建が三年間でできるであろうという見込みで、私もそれを信じ、かつ期待をしておたわけでございます。ところが、その後財政状況が必ずしも好転をいたしませんので、やはり歳出削減を考えなければいけないという状況が三年前と比べてますますとも劣らない状況でございますので、これをまたさらに延長をお願いをしておるわけでございます。

その将来の見込みをいたしますと、昭和五十八年の閣議決定で昭和六十五年度中には赤字公債依存体質から脱却するという目標を掲げておりますので、それまでには財政が再建されるであろうという期待を私も強く持つておるわけであります。したがって、六年後には財政的に申しましても供託金の利子が復活できるようにするのはないかと考えております。

しかしながら、基本的に考えますと、国の財政がよかつたり悪かつたりすることによって供託金の利子がついたりつかなくなつたりするということは問題ではないかという問題意識を持つております。したがって、そういう財政との問題とは切り離して、何かこの供託制度を考えて運用する方法はないだろうかということも同時にこれから研究課題としては私も受けとめておるわけでございます。ただ、いろいろなことも考えておりますけれども、なかなか現在のところは妙案がないというところでございますけれども、これは真剣に考えていかなければならないことだということに思っております。

○橋本教君 私が言いたかったのはそこなんです。そもそも供託制度が発足して以来、利息をつけない制度が発足したら、これはまたそれなりなことなんです。しかし供託法で利息を付す、旧法で言えば「付スルコトヲ要ス」とまできつぱりと言つて、それが多年にわたつて行われてきた以上は、それ自体国民の受ける利益になつておるわけ

ですから、だから、それを財政事情という漠たる展望で切つていくということが、そういうことが国民の利益を奪う合理的理由として成り立つかどうかというところで私はいささか疑問を持つておるわけですね。現にこの供託制度ができてから今まで歴史は八十年、長いわけですが、いろいろ国の財政事情が逼迫した状況は戦前においてもあつたし戦後においてもあつたし、いろいろあつたわけですが、こういう国の財政事情逼迫という理由でもつて供託の利息支払いをやめるというようなことを法をつくつてやつたという事例はこれまでどうなんですか。

○政府委員(世田田泰助君) 昭和に入りましてからは、利息を払わないような措置をしたというのはこの五十七年度からが最初でございます。

○橋本教君 昭和以前はどうですか。

○政府委員(世田田泰助君) 明治三十二年以前には一時供託金の利息を払わなかつた時代がございます。

○橋本教君 私は知らないんですが、その一時というのは何か国の財政事情があつたのですか。その古い話を私知らぬのですが、ちよつと調べてこなかつたのですか。

○政府委員(世田田泰助君) 財政事情ということも背景にあつたのかもしれませんが、利息は供託金についてはつけないけれどもいい性質のものではないかという議論からつかなかつたものだろうと思つております。ただし、やつてみましたけれども結局つめた方がいゝという議論がまた大勢を占めて復活したというふうに承知いたしております。

○橋本教君 ということで、大臣もお聞きのように、私の知る限りでも財政事情逼迫は歴史のいろいろな波の中であつたわけですね。あつたわけですが、言つてみれば、金額もわずかな、国民への利益として慣習的にも法的にも定着しているこの利息を財政逼迫だからといって切つてしまつたというのとは本当に前年から初めてなんですか。だからしたがって、こういうものを、国の財政事情で一々命がつながつたりつながらなかつたりという

ようなことで将来どうかという点もありませんで、今局長もおっしゃいましたけれども、全くそういう意味で合理性がないどころか不安定性が強まるわけで、今後どういうように処理するか、六年たつた以後、私はこういう財政事情という不安定なようなことで切つてはならぬと思つております。これからの積極的な検討は基本的な姿勢の問題としてお考えいただきたい、こう思つております。

○國務大臣(鳩山均君) この供託金の問題につきましては、各国の事例というようにこともよく調べておるところと、つけておらないところもあるようにございます。また、日本の歴史を比べてみても、つけないというようにもあります。ある意味では指導奨励的な発足当時の意味というものがあつたのかと思つてございますが、その後、漸次漸進をして、非常に残念なことでありますけれども、財政事情が逼迫をしたというように、非常に法務省の予算、窮乏な状況の中でございまして、財政再建という基本的な認識というものを理解した上で五十七年から三年間停止をした。今回財政の事情というよりはより以上厳し

い事態を迎えておまして、少なくとも六十五年には国債依存体質から脱却をしようという気持で、引き続き無利子をお願いをするというようなことになつたのが段取りであるわけでございます。

しかし、この問題を考える場合に、先ほど民事局長からお話がありましたように、財政事情がどうだからつたりつたなかつたりというの、これはやつぱり制度の本質から考えて、私は余り適当なことではないというふうに思つておるわけでございます。前からこういう無利子で来ておるといふようなことで、引き続き復活するということとを意図しておりましたようなこともあつたかと思つておるわけでございまして、この次いろいろな法案を御審議していただくというよう段階まで

に、やはり制度を根本的に整理をして、やつぱりきちつとしたものにするための努力をしなければいけないのではないかとおもうに思つておる次第でございますので、そういう点で御了承願ひたいと思つております。

○橋本教君 時間が参りましたので最後の質問になるわけですが、今の点で言いますと、国の財政赤字の場合でも約二千億に上る供託の運用金というの運用によつてそれ自体利益部分が出ておるわけであつて、それが直接どう利益かは別として財政赤字のもとでも運用利益というの上がつてくるわけで、財政赤字だけを理由にしてはどうかという気が私もおつたわけなんです。

最後に法務大臣、一点だけ、もう時間がなくなりましたので伺いますが、いわゆる登記特別会計の新設、これに関連をして、将来コンピュータ化ということですが、なかなかに大蔵省が難色を示しておた登記特別会計が、大臣、皆さんの奮闘でようやく認められたということにもなるのだからと思つておるんですが、その裏に私が心配するのは、法務省民事局が出された登記特別会計とコンピュータ化というのを見ますと、稼働人員の推移予測として、現在約四千人、ところが今の登記事務の激化で十年後には六千人にふえなければならぬだろう、しかしコンピュータ化をやるならば二千人程度に減るだろうという、こういう図示があるんですよ。

つまり私が言いたいのは、もうずばりと質問しますが、特別会計制度、特会を大蔵省に認めてもらうというその裏に、法務省は合理化によつて機械化によつて職員の人員削減をやりますよということをおっしゃつて、そして大蔵省を認めて特会を認めたというように、この裏に合理化と人員整理の約束があるのではないかと心配をしておる向きがあるんですが、それがこの表に出ているような絵にもなつておるのじゃないかと思つておるんですが、そういうことはあるのか、その点ひとつはつきりおっしゃつていただいて質問を終わります。

○政府委員(枇杷田泰助君) そのような約束は大蔵省との間にはありません。現に昭和六十年年度特別会計の予算が計上されたわけでございますが、同時に昭和六十年度におきましても登記関係につきましては純増で二十数名の増員が計上されておるわけでございます。

○橋本敦君 大臣、間違いないですね。

○国務大臣(嶋崎均君) 民事局長の答弁のとおりでございます。

○橋本敦君 そうですか。ありがとうございます。

○中山千夏君 まず最初に、死刑確定者の処遇についてお伺いしたいと思います。

その前に、死刑制度の現状というようにすることについてちよつとお話をしたいのですが、今のところ死刑の全廃国、これがアイスランド、オーストリア、オランダ、デンマーク、スウェーデン、西ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランスなど二十五カ国に上つていようございます。それから戦時下などを除いて廃止をしている、つまり通常犯罪について廃止をしているという国がイギリス、イスラエル、イタリア、カナダ、スイス、ネパール、ブラジル、メキシコなどの十五カ国、州によつて違つて、州の中に廃止をしているのが少なからずあるという国がアメリカ、オーストラリアの二カ国だそうなんです。今申し上げた国々の中に西側先進諸国と呼ばれる国はほとんどすべて入つていられるわけなんです。

それで、よほどの天変地異とか大戦争とか、そういうことでも起こらないで平和に発展が続けば、やがては日本の国もこの廃止国あるいは準廃止国の仲間に入らざるを得ないだろうというのが識者の大方の意見みたいです。でも、残念ながら今では死刑制度はまだ存置されています。政府は廃止の方針を持っておられます。世論も存置を支持しているというふうには言われていません。そういう数字もいろいろ調査が出てきています。

世論調査の一つなんですけれども、ちよつとお

もしろいのがあつたので御紹介したいと思つて、一九八三年の六月にNHK放送世論調査所が調査をしたものの一部ですが、全国の有権者千八百人を無作為抽出して、個人面接法で行つた調査だそうなんです。その人たちに死刑についてどう考えますか、次のリストの中から選んでくださいというふうな質問をして、その答えが、一、すぐにでも廃止する、これが二・八％、二、徐々に廃止の方向に向かう、一〇・六％、三、死刑制度は残すが猶予制度などの運用面で死刑を少なくしていく、二八・七％、四、現在どおりの死刑制度を存続させる、四一・五％、五、このようなきことは考えない、九・五％、六、わからない、無回答、六・八％、こういう結果だつたそうなんです。

これ見まして、死刑存置という意見の人でも必ずしも冷徹な意見ばかりではないんだなということに気がつきまして、何となくやつぱり生命尊重という日本人の心根といえますか、そういうものがあるんだなと思つたのは、三番目の死刑制度は残すが猶予制度などの運用面で死刑を少なくしていくというのが二八・七％もあつたということなんです。それと死刑は今すぐやめよというような意見を足してみますと四二・一％になるわけなんです。その反映がどうかかわかりませんが、それでも執行数はわずかながら減つてきていますし、それでも世界の死刑存置国の中では非常に日本は執行率が高いということでは有名なんですけれども、少なくとも著しく執行が増加するというような感じはないと思つています。

結局こういう現状の中で死刑確定者として獄中で何年も過ごすというのが割合一般的になつてきているんですね。そこで、未決であるけれども未決じやないという非常に特別な立場の死刑囚をどう扱うかという大きな問題が出てくるのだと思つて、

私は、死刑囚の人権を守るというような立場から、処遇の一端、接見と信書発受について、きよはちよつと質問をしたいと思います。考へてきたのですが、最初に、死刑囚はどの程度の接見や信書

発受を現実に許されているのかということをお教えしていただきたいと思つています。

○政府委員(石山陽君) 現在、全国七カ所の施設にそれぞれ分散されて死刑の確定者が収容されておられますが、現在の監獄法下におきます死刑囚と一般人あるいは親族との面会につきましては、各施設長のいわば裁量行為としての許可の運用によつて行われているのが実情でございます。

そのために、これを統一した数量的な基準というものは現在ありません。そこで、各自各施設によりまして運用上の差がございますけれども、おおむね例えて一つの例を申しますと、一般的な施設でありましたら、死刑囚の人々と外部の人の面会は月に数回程度、発受回数ということで信書の数はなりまして、これはかなり上回つておられますが、毎日一回あるいは二回、通数にして二通ないし三通というような例が多いように承知いたしております。

○中山千夏君 もう少し各所で、今現実に例えれば去年あたりはこうだつたというふうな調べはなすつていらつしやいませんか。

○政府委員(石山陽君) 実は中山委員の御質問がございましたので、急なお話でございましたので、全部の七施設についての収容者全員につきまして総トータルをやつていられる暇がございませんでした。

ただ、おおむねの傾向を申し上げたいと思つて、大体接見は個人差がありまして、親族が全くない人もおられます。そういう場合には年間通じてゼロ回という人もおられますし、再審の申し立てその他がありまして支援団体の方が非常に後援をされておられるという関係で、面接数が著しく多くなつておられる場合もございます。特に東北にございする宮城県、仙台拘置支所でございますが、この場合には多少有名な死刑囚がたくさん入つておられるという関係がありますので、支援団体の数も多く、あそこはちよつと突出して回数あるいは発受回数が多いようございするが、それを除いた場合、大体これまでの実績を報告を中心に見

ますと、おおむね接見については押しなべて年間五、六回程度、それから信書の発受の回数は年に百回前後、このくらいが趨勢ではないかと思つております。

○中山千夏君 それは一人の方がということですか。

○政府委員(石山陽君) そのとおりでございます。

○中山千夏君 未決囚の方たちはどうなつておられるのでしょうか。

○政府委員(石山陽君) 未決と申しますか、いわゆる刑事被告人の立場にあります被拘留者を中心に申し上げますと、これは現在のところ、特に接見交通につきましては、裁判所の指定のある場合以外、原則として自由でございますので、通数、回数の制限はございません。

○中山千夏君 そうすると、刑を受けている方、既決の方はどうなつておられるのですか。

○政府委員(石山陽君) 既決になりまして、いわゆる受刑者の段階になりますと、各施設で既決の処遇を受けるわけでございます。こちらになりますと、最初の段階では、例えて申しますと行刑票進出命令という今私どもの内部省令によつて処遇が行われるわけでございますが、最初四級に格づけられました受刑者につきましては親族に限つて月に一回だけ接見ができる、あるいは信書も月に一回だけ出せる、こういうふうな最低限の処遇から始まりまして、順次施設内の行刑成績等勘案して進級してまいります。一般になりますと被拘留者と同じように発信回数とかあるいは面接の回数については制限がなくなる、こういうような措置をとることにはいたしております。

○中山千夏君 私も少し弁護士さんなんかには実情を伺つたんですけども、今のお話でもそうですが、ばらつきはあるけれども全体として未決囚や既決囚に比べると死刑囚の外部交通の制限はかなりなされておられるという感じがあるんですね。その制限は昭和三十八年三月十五日の矯正局長通達正甲九六号というものに端を発しているというこ

とを聞きました。それで実際、先日死刑囚の外部交通について法務省に問い合わせましたら、矯正局の方から説明書をいただいたんですけれども、その文書の内容も矯正甲九六号という通達とほぼ同文でした。ですから、今もこの昭和三十八年の通達に基づいて制限が行われていると思うんです。

そこで、その通達を読んでみたんですが、そうするといろい疑問が出てきましたので、この機会にちよつと伺いたいと思うんですが、まず冒頭で「接見及び信書に関する監獄法第九章の規定は、在監者一般につき接見及び信書の発受の許されることを認めているが、これは在監者の接見及び信書の発受を無制限に許すことを認めた趣旨ではなく、条項上各種の在監者につきそれぞれその拘禁の目的に応じてその制限の行なわれるべきことを基本的な趣旨としているものと解すべきである。」とあるんですね。これ、確かに私も監獄法を見てみると、四十五条の二項、四十六条の二項なんかあつて、無制限に許すことを認めたものではないですね。だけれども、四十五条、四十六条ともまず接見を許す、信書の発受を許すところがあるわけなんです。だから基本的に許すけれども在監者のそれぞれの拘禁目的に応じて制限をしますよというのが本旨だと思うんですね。

その制限にしても、四十五条の二項、四十六条の二項を見ますと「但つて必要アリト認ムル場合ハ此限ニ在ラス」というふうに書いてあつて、制限も絶対的なものではないわけですね。だから、第九章は全体として制限をつけながら接見、信書発受を許すものとして読むのが普通の読み方、妥当な読み方であつて、通達みたいに「制限の行なわれるべきことを基本的な趣旨としているものと解すべきである。」というのは曲解に近いように思うんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(石山陽吉) まさにその辺が私どもが今回監獄法の改正をしたいということでお願いをした本来の趣旨でありまして、ただ明治時代、この法律ができました際に、何々することを得、あ

るいは何々することを許すというのは施設長の裁量行為によるという趣旨によるべきだと私どもは理解しておるわけでございます。ですから、許すという表現が今日の時代に即応するかどうかというところで、新しい監獄法であります刑事施設法のもとにおきましては、被収用者の信書の発受あるいは接見は権利としてこれを法的に保証する、制限はむしろ原則としてしないという方向に持っていきたかつたわけでありまして。

したがいまして、現在の監獄法下におきます解釈としては、四十五条、六条を御指摘になりましたけれども、私どもの理解ではまさにこの通達の頭にあります理解、これが現在までの監獄法の有権解釈だという実情になるわけでございます。

○中山千夏君 その辺が普通の世の中と違ふのかなと思うんですが、法というのがありまふね。だけれども法を運用するのは人でしょう。そのときに通達なんかが出されるのは、結局その法を効果的にどうか、実情に即して運用するために通達が出されるのだと思うわけですね。そうすると、収容されている方たちの人権を守るために監獄法も改正したいんだというふうなお気持ちをお持ちなら、今の監獄法を執行なさる際にもそのお気持ちでもってなされれば、何も監獄法をつくった当時の気持ちに戻つてやることはないで、人権を守る立場のお気持ちでなされればいい。その人権を守る立場から言わせていただければ、私は通達のように解してはだめだと思ひます。これは、いや解してよろしい、正しいのですと言われれば、私は法律の専門家ではありませんから、正しいかどうかは別として、監獄法を直したいというほどの人権を守る気持ちをお持ちならば、ぜひともそういう解釈で、つまり人権を守る立場の解釈でやっていたらいいとお願ひをしておきます。

それからもう一つ、次のところに移りますけれども、その先に「ところで、死刑確定者には監獄法上被告人に関する特別の規定が存する場合、その準用があるものとされてゐるものの、接見又は信書の発受については、同法上被告人に関する特

別の規定は存在せず、かつ、この点に関する限り、刑事訴訟法上当事者たる地位を有する被告人とは全くその性格を異にするものというべきであるから、その制限は専らこれを監獄に拘留する目的に照らして行なわれるべきものと考えられる。」これも何度も読まないで私なんかよくわからなかつたんですが、「この点に関する限り、刑事訴訟法上当事者たる地位を有する」以下のところは意味わかるんですね。その前の「死刑確定者には監獄法上被告人に関する特別の規定が存する場合、その準用があるものとされてゐるものの、接見又は信書の発受については、同法上被告人に関する特別の規定は存在せず」と、ここまでのところを私にわかるようにちよつと説明をしていただきたいんです。私は学歴は高卒、それで法律は素人、そういう人にならざるにちよつと説明をしていただきたいと思ひますけれども。

○政府委員(石山陽吉) 天下の国会議員に教授をする役を仰せつかりまして大変恐縮でございますけれども、それでは簡単に申し上げます。監獄法の第九章というのがございまして、これは準用規定と申しまして、この現在の監獄法は非常に簡素にできた法律でございまして、大体同じような規定につきましては通則を書いて、それをほかの分野に被収用者にも準用するという建前でできております。その第九章の頭に「本法中別段ノ規定アルモノヲ除ク外刑事被告人ニ適用ス可キケタル者ニ之ヲ準用シ」と書いてございまして、

そこで、その次の先ほど来おっしゃつております四十五条の接見のところをもし条文おありでしたらごらんいただきたいのであります。在監者ニ接見セントラ請フ者アルトキハ之ヲ許ス」というのが第一項にございまして、ここには在監者と書いてありますが、刑事被告人という言葉になつておりません。ただし、そのちよつと前に三十六条がございまして、「在監者の頭髮鬚髯ハ之ヲ剪削セシムルコトヲ得、何のこやらおわかりならぬかもしれませんが、頭やひげはこれはそ

らしたり切らしたりすることはできるといふ、これも監獄法が難解でぜひ国民にわかるように改正したい理由の一つでございます。余談を申し上げて恐縮でございます。「但刑事被告人の頭髮鬚髯ハ衛生上特ニ必要アリト認ムル場合ヲ除ク外其意思ニ反シテ之ヲ剪削セシムルコトヲ得」と、こうなつております。

すなわち、平たく申し上げますれば在監者に官側の衛生保持の見地からある程度その長さ、いわゆる丸坊主を含めて規制することができただけけれども、刑事被告人という未決の段階の人々については衛生上特に必要ありと認められる場合以外はその意思に反しては剪削せしめることができな、つまり刑事被告人は一般の受刑者とそれだけ処遇上の差異があるわけですね。このように刑事被告人を特に書いてあります規定があれば、その例によつて死刑確定者の場合も準用することができ、そういう趣旨でございまして。

したがいまして、四十五条の接見は在監者一般を通則として書いておられて、刑事被告人に関する特別の適用がございませぬので、明治の監獄法のもとにおきましては、いわゆる刑事被告人と同じ待遇はできない、こういうふうに解釈する、こういうことでもあります。おわかりいただけましたでしょうか。

○中山千夏君 大変よくわかりました。前にこれをいただいたときにもやつぱりわからなくて電話をして保安課長さんが今と似たような御説明をしてくださったのですが、まだ私は自信がなかつたので確かめてみたかつたわけなんです。

それと申しますのは、つまり私流の言葉に直しますと、第九章の準用規定のところでは「刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ」と「刑事被告人ニ」と書いてある。四十五条の接見とか、それから四十六條の信書に関しては「在監者」としか書いてない。だからこの第九章の「接見及び信書」の規定は準用規定に当たらないのだと、そういうことですね。そのときに、そういうことですねと念を押したら、課長さんが、そうだとおっしゃつたん

ですね。

ただ、私なんかこれを解釈しますと、九条は、刑事被告人に適用すべき規定は死刑囚に準用すと、こう言っているわけですね。そうすると九条は、つまり接見、信書の方は在監者一般に接見、信書を許している。もちろん個別制限はありますがけれども許している。そして在監者とは当然刑事被告人を含む。それで、だから九条全体は刑事被告人に適用すべき規定であつて、また第九条には「本法中別段ノ規定アルモノヲ除ク」とありますけれども、接見、信書の第九条には死刑囚について別段の規定はないので、第九条は死刑囚に準用されるべき規定だということふうに読むわけですよ。

つまり監獄法は原則として接見、信書規定を死刑囚に準用するとしていて、こういうふうな解釈するのが、文字面じゃなくて、つまり刑事被告人というふうな書いてないからといって在監者の中には含まれるわけですから、そういうふうな読むのが素直な読み方であろうと私は思うのですが、いかがですか。

○政府委員(石山陽吉) 今委員仰せのように、在監者という形は広義の概念でございしますから、未決、既決を両方含むという意味においては同じでございします。ただ、それがどういふ法律効果になるかという点、既決、未決の区別なく一律に押しなべてという解釈になっているのが現在の監獄法でありますから、刑事被告人はかつて特例があり、特に受刑者より処遇上緩和できた規定がないから、一律に受刑者もあるいは刑事被告人も同じように取り扱われてきたということの意味するところになりませぬ。

○中山千夏君 ですから、私が言いたいののは、原則としては九条は準用規定に当たらないというのではなくて、原則としては準用規定に当たると、しかしながら死刑囚というのは刑事被告人とは違ふのであるから例外の規定、制限があつて当然であるという言い方なら全然抵抗がないわけですよ。だけれども、この通達を読みますと、もう原則か

らして監獄法にはそもそも接見、信書の項目は準用規定には当たらないのである、それが監獄法の原則なのであるという書き方ですね。そうするとちよつとおかしいと思うのですよ。

私はやはり制限をするとか、してはいかぬとか、制限の内容とかいふ問題より先に、例外として実際に行政をやつていく中でいろいろ制限とか例外とかが出てきて、それが通達でなされるということとは否定はしないわけですよ。だけれども、それをする際に原則をねじ曲げた上でもつてやるのは、例えば取容されている人たちの管理に非常に悪い影響を及ぼすというふうな思うんですね。それはどうお考えになりますか。

○政府委員(石山陽吉) 気持ちと同じでございしますので、別にこれ余り理論的にお手向かいするつもりはないわけにございしますけれども、準用ということに対して先ほどの第九条でございします「刑事被告人ニ適用ス可キ規定ハ」「死刑ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ準用シ」と書いてありますので、在監者に適用すべき規定は在監者に準用するというのでは同じことになつてしまふわけでもないでございします。その「刑事被告人ニ適用ス可キ規定」というのが在監者と書いてあつたのでは、法律の読みではこれは刑事被告人も含まれるではないかと、一般概念としてはわかりませぬけれども、それは特例を決めたことにならないから適用に、あるいは準用にならない、これを申し上げておるわけにございします。

○中山千夏君 気持ちは一緒だとおっしゃるの、そこはいいんですけれども、私、これ法律的に見たらおかしいのかなと思ひまして、専門家に御質問するのだからと思つて事前に弁護士さんにこのところをお話を聞いたんです。その弁護士さんもおっしゃるの、こちらに偏向している方ではなくて、どちらかという、田中角榮さんの弁護団に入つていらつしやる弁護士さんに聞いたんですけれども、その方も原則としてはやっぱ準用、原則としては接見、信書は刑事被告人に適用されるべきものであつて、それは死刑囚に準用さ

べきものである、それが監獄法の原則であるということをお伺つたので、私はほとほと安心した次第なんです。

それで、お気持ちも一緒だつたらば、同じ制限をするにしても原則をねじ曲げたような表現のこの昭和三十八年という通達はやめにして、原則を踏まえた通達を出し直すとかとするわけにはいかないのですか。

○政府委員(石山陽吉) 先ほど気持ちは同じだと申し上げましたのは、このように現行法の監獄法におきましては刑事被告人に準用すべき規定がないために在監者一律の接見交通制限という格好にならざるを得ないわけでありませぬ。

そこで、私どもの先輩と申しませぬ、明治以来の行刑の実務家たちは、例えば昭和八年につくりました行刑累進処遇令によりまして、監獄法の原則で申しますと、例えば懲役受刑者は月に一回、禁錮受刑者は十五日に一回しか接見ができません、こういう規定を運用上省令で改めまして、先ほど申しました四級の場合は月一回であるが一級の受刑者になれば制限をせずに会わせることができる、こういうふうないわば生活の知恵と申しましよるか運用してまいつたわけでありませぬ。それと同時に、死刑の確定者につきましても、戦後新しい刑事訴訟法もできましたし、新憲法の理念によりまして、接見交通につきましても単なる明治時代の在監者一律の制度でいいかということになりましたので、運用上はある程度刑事被告人、つまり未決の段階でございませぬが、その收容者に合わせられるように、各個の裁量について大幅に施設長に任せられたわけにございします。

ところが、その運用が各個の施設長によつてばらばらになりました。それをある程度統一して一応の基準をつくりたいというのが昭和三十八年に通達を出した趣旨でございまして、これはむやみに制限しようとか、受刑者と同じようにしようという意味ではなくて、一遍広げましたけれども、それが乱用されたり、あるいは回数が著しく多くならないように、これはなぜ私がこういうことを

申し上げるかと言いますと、接見の際には必ず職員が付き添わなければいけません。それから現在の監獄法の規定でございしますと、接見を請う一般の方がお見えになったときには身元が確実な人かどうかを調査しなければならぬ。これは法律上決まつております。そういう方々がたくさん一日に何回もお見えになると管理運営上も困つてしまふ。こういうこともございしましたので、適正な接見交通が行われるようにという趣旨から三十八年に通達を決めたものでありまして、要するに私どもは明治時代の監獄法に加えて追い打ちをかけるような意味で三十八年の通達を出したという意味ではないわけでありませぬ。

○中山千夏君 通達出してはいけなかつたといふわけじゃないし、制限があつてはいけなかつたといふわけじゃないんですよ。同じ制限するの、制限するのが当然なんだという、原則としては制限があつてはならないとまでは言わなくても、制限するのが当然だといふ原則でないにもかかわらず、それを私に言わせれば曲解して制限するのが正しいのである、当然なのである、だから制限をするのだという通達の論法が、それを受け取つて各所で管理されるわけにしようけれども、それに対して非常に悪影響があるだろうと私は思うわけですよ。

だから、こういう前文のところ、監獄法の趣旨は制限こそが趣旨であるとか、それから監獄法を文字づつらで読んで制限をするのがむしろ原則なのであるといつたようなことを冒頭にうたつてい

る通達じゃなくて、そういう考え方やない方法で制限なり何なりをなすつたらどうかと、そう申し上げたわけですよ。それはひとつそういう通達の出し直しはできませんかと伺ひしたけれども、お答えがないところを見ると、できないらしいので、こればかりにこだわつても仕方がないので、私自身はこういう通達はやめてほしい、こういう考え方はやめてほしい、それで同じ制限をするにしても原則にのつとつた制限にしてほしいと切なるお願いだけを申し上げておきます。

第三部 法務委員会会議録第四号 昭和六十年三月二十八日【参議院】

それから、制限の方ですけれども、これはちよつと大臣に御意見を伺いたいんですが、死刑の外部交通、今実情を伺つてもむしろ既決の人々よりもかなり制限を受けているわけですね。この制限は再審の作業ですとか手続を阻む大きな壁になっていくわけなんです。冤罪というのはあつてはいけないものだと思いますし、そういう努力を皆さんなさっていると思いますけれども、あり得ることです、それからこのところその実例にも事欠かないわけなんです。幾ら死刑確定者とつても、自分が無実だと信じたときにはその罪を晴らす努力をするというのには当然の権利だわらないと私は思うんです。その意味から死刑の外部交通というのを著しく制限するのはどうかと私は思うんですが、大臣はどうお考えですか。大臣の御意見を聞かせてください。

○政府委員(石山陽造) 実務の運用でございますので、先に私からお答えをさせていただきます。お許しくださいと思います。

今委員の御質問の中で一点気になりましたのは、既決よりも死刑囚の方が制限されている、強化されているという前提で御質問がありましたけれども、既決の人よりはむしろ制限は緩和されておるといふのが前提でございます。それから、私どももいわゆる死刑の確定者という人々の処遇につきましては、新しい刑事施設法の中で特に一章設けて、それなりに現行の監獄法よりもはるかに進んだ処遇が行われるようにと配意しておりましたのでございまして、実際の運用といたしましては、死刑の確定者というものは受刑者でもなく未決者でもないという、非常に特殊な法的地位にあるということをやまず御理解願いたいわけでありまして。

言うまでもなく死刑確定者といふのは既決であつて、刑の執行を受けるまでの間、監獄に拘留されるといふ身分の人であります。もしこれらの人々が真実犯罪を犯し、その結果として裁判によつて死刑を言い渡されたということが、まさに

神の声であり、人の声であるということであれば、これらの人々に安心立命の心境になつていただいて、心情を安定させて被害者の冥福を祈りながら刑の執行を受ける、そういう気持ちにさせなければいけないというのが、私ども行刑施設に勤めております職員の見解であります。

ただ、その一方で人間のやることでございまして、裁判を重ねた結果とはいひながら、あるいは無実の罪に泣く人があるかもしれせん。そういう人々の再審に関する願いと申しましようか、あるいは恩赦に関する願いと申しましようか、こういったものは、これはとめることはできないものでありましようから、その場合には、私どもも現在の運用の中でできる限りそれらの人々の接見交通権についても配意しておるといふのが実情でございまして、決してこれらの人々に会わせまいとするために制限を強化する方向に向かつていくというのではないわけでございます。この辺は実情をよく御理解願いたいと思つて申し上げたわけであります。

○中山千夏君 ただ、既決の方は、さつきおつしやつたように、級で進級があつたりするわけですね。そういうことが死刑囚の場合はないわけですね。実務的な問題じゃなくて、法務大臣は全般の法務行政を見ていられるわけですから、死刑囚の制限ということについて、これ矛盾する問題でございまして、死刑囚自身が例えば外部交通を発売して再審を開始をしたい、それがままならないという訴えが実際あるわけなんです。そういう状態がもしあるとすれば、それはいけないことだとは思つたんですが、実務的な問題としてではなく、その辺のことをどう考えていらつしやるか。

○国務大臣(嶋崎均君) 犯人の存在を否定するとう冷厳な死刑という問題を考える場合に、私は本當にこの問題は真剣に考えなければならぬ、今御指摘の問題でございまして、今の運用上はそう非常に制限をしておるといふような状態になつてないというふうには聞いておるわけ

でございますが、ただやはり刑務所に入つておられる人につきましては、一般的に、何というか、均衡のとれた取り扱いはしていくというのが一応の原則でなければいけないというふうには思つておるわけでございます。しかし、そういう中で、とりわけ先ほど申しましたような死刑の性格というものから考えますと、これは本當にその取り扱いというのは慎重でなければならぬというふうには私と思つておるわけでございまして。したがつて、接見交通等の面につきましても、死刑の判決を受けた人に対しても相当緩和をされた措置をとつておる。ただ、先ほどお話をいたしましたように、一部のところでそれが頻繁の度が過ぎるといふような形になつておるといふところも無いわけではございません。私には思つたものでございまして。そういう意味で、ある程度きちつとした整理をしていただくべきだ、というふうなことをやっているのが私は現在の状態ではないかというふうには思つております。

また、再審その他の問題につきましてもいろいろの議論があると思つたわけでも、我が国の再審制度は、諸外国の制度をいろいろ調べてみましても、特異性はあるかも知れないけれども、ある程度十分に配意をされた運用をしておるといふように聞いておりますので、そのことが再審に移るための非常に障害になつていくというふうな話を今まで余り聞いたことにはないものでございまして、また現に、御承知だらうと思つたんですが、十七回も再審をやり恩赦が五回にも及んでおる、しかも六カ月間に間に処理をしなければならぬというところになつておりますが、もう三十年たつても、あいた日は、空間の時間は八十二日しかないというふうなことになつておるといふ運用は相当自由でございまして、もしそういう事例があるのなら御指摘を願いたいと思つております。

○中山千夏君 じゃ、その問題は、ぜひともその辺のところをよく考えて運用していただきたいというところで、次に移りたいと思つた。

きのうから刑事施設法案の話がいつばい出てきて、お話を伺つていたんですが、大臣の御意見もよくたくさん承りましたが、拘留施設ですね、拘留所。拘留所については現在代用監獄をなす方針は当面ないし、それから長期的に見ればそれは減らしていくという見方もあるというお考えをお持ちなようでございます。拘留施設の整備拡充ということについては、やつぱり配慮していかねばいけないというふうには考えていらつしやるのでございましょう。

○国務大臣(嶋崎均君) 先ほど来いろいろのお話も申し上げておるわけでございますけれども、刑務所あるいは少年院等々矯正関係の施設につきましては、共通的に大事な施設であるということは皆さん方一般的にはよく理解をいただいているわけでございますけれども、いよいよそれが各論に入つていきますと、どうもなかなか話が難しいというのが現実であるわけでございます。

また、そういう施設をつくつた時代は相当へんぴなところと思つて建設したのも、都市に人口が集中する等々の事由によりまして、そういう近辺にどんな住宅が建てられて、大阪の例で考えてみても、あるいは府中の例で考えてみましても、住宅地の真ん中にそういう施設が残つておるといふような時代になつておるわけでございます。例えば拘留所をどう置くかというようなお話がありまして、これはどの範囲でどう置くのかという人それぞれ判断もあると思つたけれども、これは東京の真ん中にそういうものをつくらうというふうなことにございまして、御承知のように相当の状態になつておることでもございまして、なかなか容易なことではないと思つておるわけでございます。

したがうして、考え方としては、刑事施設法案をつくる際にも、そういうものは骨子の中で漸減の方で事柄を考へるべきだろうという基本的な認識を持つておるわけですね。そういう努力といたしましては十二分に踏まえてやらなければいけないと思つたけれども、理屈はよくわかつ

ても現実の問題になるとなかなか難しいというの
が実態であろうというふうな思っておるわけでござ
います。

○中山千夏君 それで、現在ある拘留所ですが、
それがどのように使われているのだろうかと思ひ
まして、拘留所が非常に足りないのではないかとい
ふうに伺うものですから、過去五年間について拘
置施設の定員数に対して収容人員はどのくらいな
んだらうかというのを調べたいと思ひまして、
ちよつと数を出していただいたのです。元の資料
は施設の未決の定員数と未決の収容人数を要求し
まして法務省に出していただきました。対象の施
設が、東京、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、
小倉各拘留所、それから横浜、浦和、福岡、仙台、
札幌各拘留支所、それから千葉刑務所、岡山刑務
所、高松刑務所、これは刑務所の中に拘留施設が
あるということを出してもらったんです。

それを私が計算をしましたら、東京では定員に
対して収容人員の一番少ないときが八二年で七
一%なんです。そして多いときで八四%、平均
すると七五%。それから大阪は六一%から七三%
で平均が六七%。それから小倉が一番少ないとき
が四一%、多いときで六一%等々でございますし
て、大体平均九〇%を超えますのは福岡支所と岡
山刑務所の二カ所だけなんです。この福岡支所
はこれは八二年に一〇三%、つまりあふれちゃっ
ているわけです。それから八四年にもあふれ
ちゃっている。それから岡山刑務所は八二年、八
三年、八四年と定員をオーバーしています。九
〇%を超えるのはさつき申しましたように二カ所だ
けで、ほかは八〇%台が三カ所、七〇%台が三カ
所、六〇%台が四カ所、五〇%台が三カ所という
結果になってるんですね。かなりこれを悠々と
拘留所は使われているんだなこれを見て思つた
わけですが、これはどうなっているんでしょ
うか。

○政府委員(石山陽君) 大体刑事施設の場合に収
容定員というものがござりますが、これは物理
的にぎりぎりまで入れて何人入るかという数字を

一応出したのが定員でございます。それに対し
して、現実に刑事施設を運営する場合の適正規
定員と申しましようか、これは大体八割から九割
ぐらいで運用されるのが最も職員にとつてもい
ゆる能率的に適正な処遇が行える、こういうふう
に実務上言いならわされてるわけでございます。

ですから、御指摘の数字をとりますれば、大体
八〇%を上回っておる施設は、それなりに大体処
遇としてはかなり無理をしながらやっておるとい
う事例になるかと思ひます。それから、少ない
ところでも五〇%を切るということは、これは間々
管内にありま警察署からの送致人員その他の関
係で少なくなることは十分考え得ますし、季節波
動期がございまして、年末の例えは歳末警戒時期
になればどうしても検査者が多くなり、したがつ
て警察の留置場もいっぱいになるので、ぜひ拘留
所の方に引き取つてほしいというようなお話のた
め、季節波動的に拘留所が年末になりますとこの
傾向でふえてくる、こういうこともあり得るわけ
でございます。

それから、もう一つ申し上げたいのは、現在、
代監を廃止せよという御議論の中で、拘留所が今
みたいに五〇%台であいてるところもあるのだ
から、そこへ入れれば十分足りるのではないかと
いう御議論があるわけでございます。ただ、これ
は物理的に可能だということをおっしゃっている
のでありまして、拘留所の絶対数が極めて少ない
ということを無視した御議論になるわけでありま
す。例えば我が国に現在あります拘留所は、本所
が七カ所、支所が百六カ所、合計百三十三カ所しか
ございません。一方、警察の留置場の数は、つま
びらかにいたしません、大体千二百カ所ぐらい
あると思ひます。そうしますと、十の警察に対
応して一つの拘留所あるいは拘留支所しかござい
ませんので、そこへ集めますれば物理的には可能
かもしませんが、弁護人、家族の接見交通に著
しい不便を生ずるこういう実態がございまして
で、もう少し拘留施設をふやしてからでないかと

の議論ができない、こういう現状にござい
ます。

○中山千夏君 私は今おっしゃったことは理解し
ているわけなんです、これでなおかつ五〇%台
のところでも、同じところの警察の留置場に、代
用監獄に入っている人がいっぱいいるわけだ
ね。それが素人としてはどうなっているのだと、
こういう状態では拘留所を幾ら増設しても、や
っぱり代用監獄の方にいっぱい人が入つていて、そ
して拘留所の方は割合悠々と使つていて、とい
うことは仕方がないじゃないかという気がするん
です。

この間、名古屋の拘留所を視察させていただ
いたときにも、適正定員というのがあつてそれは大
体七、八〇%なんだという御意見を伺つたんで
ね。人数の面から、そのときは名古屋の拘留所に
関しては詳しいことがわかつていましたので、独
房の一人部屋と、それから雑居部屋が幾つあるか
みたいなこともわかつていましたので、私は家へ
帰つてから、そのときの定員数、それから部屋の
数、それから実際に収容されてる方たちの数と
いうものを合せていろいろな計算をしてみました
んです。それでもやっぱり今の収容状態では少な
くとも人間のスペースということ言えばあき過ぎ
なんです。とても立派な建物で、拘留所もすこ
く立派になつてよかつたと思つたんですけれど
も、そういうふうな建てかえたりなんかお金をか
けてしてもあき過ぎだという問題が片一方にあ
る。片一方では代用監獄をいっぱい使つて
る。そういう状態じゃしようがないと思つたんで
す。それはどうお考えになりますか。

○政府委員(石山陽君) たまたまお目にとまりま
した名古屋の拘留所は、近隣周辺の御理解を得ま
して今般建ちました立派な施設で、日本一の拘留
施設と申していいかも知れません。ただ、あれを
建てます場合に、私どもは将来計画というものを
考えますので、建物を現実に必要数だけつくつ
てしまひましたら、今後の情勢いかによります
てアローアンスがなくなりまして、そのために
従来の施設にどのくらい増して建てたらいいかと

いうことを基本計画に当然入れるわけございま
すから、建てまして数年の間はむしろあきぎみで
あるというのが当然だろうと思ひます。

それからまた、それらの施設の運用関係につき
ましても、先ほど申しましたように、一地域で大
きな事件、特に集団事件が起きた場合には、
あつという間に物理的定員を超えるほど収容しな
ければならぬということもございまして、そのため
の危険負担も考えますと、ある程度運用上の幅
を持つ施設をつくる、それが職員にとりましても
職務執行上非常に過酷な勤務をさせないで済むと
いう一つの理由にもなるわけでございます。こ
の辺が現実の行政運営の難しさと申しましよう
か、御理解をいただきたいところでござい
ます。

○中山千夏君 私の話も本当はわかつていただ
いてると思ひますが、今ある拘留所の今の利用
状況を見てみると、いろいろ御事情はあるん
でしょうけれども、代用監獄が問題視されてると
きにあつて非常に活用されているとは言えない状
況だと思ひます。ですから、その辺の方法は私に
はわかりませんが、もちろん増設も必要ですけ
れども、今ある施設がむだにならないようにきち
んと活用を考慮していただきたいわけなんです。どう
でしょう。

○政府委員(石山陽君) 拘留所に入りまする者は
いわゆる未決の段階でございますので、私ども
の拘留所は主として未決のうちでも特に捜査中の
被拘留者及び公判中の被拘留者、この二種類の方
たちが圧倒的でございます。これらの人々につき
ましては、実は拘留請求を檢察官がいたしました
場合に司法判断によつて裁判官が拘留の場所をお
決めになります。したがひまして、私どもがあ
いっているからいらつしやいよということでお誘
いをするわけにはまいらぬわけでございますので、そ
の辺をひとつ御勸告いただきたいと思ひます。

○中山千夏君 全くおっしゃるとおりです。それ
は裁判所にも問題があるだろうと思ひますが、
きょうはその裁判所まで聞く時間がありません

で、だけれども全然知らない間柄ではなくて、少なくとも皆さんお話し合いなすたりするわけですから、法務省全体の問題としてこれから考えていっていただきたいということですか。いかがでしょう、大臣。

○國務大臣(嶋崎均君) 捜査の手続というのは、御承知のように制約された時間内に事案の真相を究明していかねければならぬ、その実態に即した適切な運用処理を行うことが必要になっていくわけでございます。そういう中から、被疑者の有利不利というようになことを問わず、御承知のように参考人によりいろいろ見ていただかなければならぬというふうなケースもあるでしょうし、また被害者の立ち合いのものでいろいろな実況見分をやらなければならぬということもあります。

また、多数の証拠品があるわけでもありませんから、そういうことの取り調べをしなければならぬというふうなことがあるわけでもございまして、そういう各種の調査との必要性から、やっぱり留置場の施設というか、あるいは代用監獄というのですか、そういうことが活用される面もあるわけでもございまして。

ただ、大事なことは、今いろいろな議論になっているようなこともありまして、できるだけ拘留所で処理をするという基本的な考え方というのには、どこまでも私は大切なことだというふうに思っておるわけでもございまして。ただ、そういういろいろな事情があるということをよく御理解を願って御判断していただきたいと思っておる次第でございます。

○中山千夏君 では、次の問題に移ります。

外国人登録法の指紋押捺、登録証常時携帯についてちよつとお伺いしたいのですけれども、おとといからずつといろいろこれについてお話が出ているところですが、当面は法改正はしないということでは聞いています。それから、うかがいますところでは、新聞報道なんかではちよつと夏ごろまでに運用緩和の方針を打ち出すみたいなのがあつたけれども、事前に伺いましたところ、そう

いうふうな期限は切つていないという御返事でした。しかし長い目で見て考えていくということですね。その考えでいく中で、運用緩和を考えていくあるいは法改正を考えていく方法の中で、特定国籍を持つている在留外国人についてだけ特別の処置をするというふうなことがあり得るかどうか、それをちよつとお聞きしたいんですが。

○國務大臣(嶋崎均君) 今御質問になりました指紋の問題を含めて、在留外国人の待遇等の問題について最近、この問題をめぐって非常に多くの議論があるというのを私たちも承知しておるわけでもございまして。そういう意味で、御承知のように、省庁の中におきまして、さきの日韓共同声明の趣旨もあるわけでもございまして、できるだけその実態を検討していこうというふうなことで努力をされている。これはいつの期限を切るということにせよなしに、常時そういう努力をしていかねばならぬという気持ちで現在我々もおるわけでもございまして。ただ問題は、御承知のように国会でいろいろ議論をされるということになりますと、これはどちらかというところ私どもの所管の制度上の問題になつてくるだろう、そうしますと、いろいろこの問題を整理するのには、なかなかこの国会難しかろうというふうな意味のことを私は申し上げておるような次第でもございまして。そういうことを前提に御判断をいただきたいと思つてござい

ます。それから、特に御質問になつた特定居留の皆さん方、すなわち長く日本に在留されている方々、主として韓国籍あるいは台湾関係の方が多岐にわたつてございまして、御承知のように、こういう制度を考えていく場合に、外国の事例を見ましても、どちらかという長期に滞在をされる人に対しては厳格な取り扱いをしていくというの、居住関係あるいは身分関係等の特定その他の意味合いから、またいろいろな諸手続の段取りから申しまして、大体そういうことになつて通例

であるわけでもございまして。

そこで、共同声明の中で言われておりますように、十二分にそういう点は配慮していかねばならぬけれども、逆にそういう長期におられる人の対策ということを念頭に置いて考えるということでもございまして、今申し上げたように、そのところをきちよつとしないと、一般的に短期に滞在をされる人にとつていう対策を考へていくかというところは皆絡んで問題になつてくるわけでもございまして。したがって、何というか、その部分だけ特定に事柄を処理するということはなかなか難しいんじゃないか。指紋の問題以外のところについては、御承知のようにある程度の違つた取り扱いをしていくというふうな面もあるわけでもございまして、そういうこととして御理解をいただきたいと思つておる次第でもございまして。

○中山千夏君 大臣は特定な条件というところを話を絞つてお答えをいただいたのですが、入管の方に、特定国籍を持つ方たちに対してのみ何か特別処遇をするというふうなことがあり得るかどうか、ちよつと伺いたいんですが。

○政府委員(小林俊二君) 出入国管理及びその在留管理全般については、相互主義で査証免除という条件につきましては、相互主義で査証免除というふうなことは現に行われておるわけでもございまして、在留管理の面で既に国の中に入つてしまつておる外国人の取り扱いにつきましては、一般には相互主義等によつて国籍別の扱いをするということは行われていないわけでもございまして。

ただ、先ほど大臣からちよつと御説明ございましたように、韓国につきましては、その歴史的な背景のために日韓両国の国交回復の際に特別の法的地位に関する協定が締結されまして、一定の範囲内で特別の処遇を与えることになりましたけれども、それはまことに例外的な処遇でございまして、またその条文に明記されてある事項に限られた処置でございました。したがって、それが既に発効して十数年にもなります現在、新しく特定国籍を持つ者に対して在留管理の面で特別の処

遇を行うということは実際上も考えられておりませんし、また考えられていないのみならず、行政技術的にも非常に難しい点があるということでもございまして。

○中山千夏君 今同じ問題を外務省の方にお伺いしたいんですが、今ほとんどないというお話でしたけれども、特別国籍を持つ者だけに特別処遇をするというふうな、国内でそういう処置がされるというふうなことにについては、外務省の方としてはどういふ考えをお持ちでしょうか。

○説明員(渋谷治彦君) 外国人登録法の基本は、国籍のいかんを問わず、在留経緯のいかんを問わず、在留外国人はすべて同等に扱ふというものであるというぐあいに承知しておりますけれども、今の仮定の御質問につきましては、まことに申しわけございませぬけれども、答弁を差し控えてさせていただきますと思つております。

○中山千夏君 それでは時間も迫つてきましたので、次の問題に移らしていただきたいと思つて

最高裁判にお伺いしたいと思つておりますが、私たち普通、選挙のときに最高裁判所の裁判官の、何というんですか、信任投票というののでしょうか、あれはマル・バツというのをやつて、一般になじみがあるわけですが、ほかの裁判官の任期というのにはちよつと気がつきませんが、私なんかも勉強不足で、こういう国会議員になつたりなんかして初めて、こういう法務委員会なんかに入つて、ああそういういふふうなふうな思つたような次第なんです。それで、憲法の八十条で決まらしたかに裁判官の任期というのが定められておりますけれども、十年間という、それを裁判所の方ではどういふふうな解釈というか、理解をしていらつしやるのでしようか。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) ただいま御指摘がありましたように、憲法の第八十条で「下級裁判所の裁判官は、」任期を十年とし、再任されることのできる。」という定めがござい

四十条でもほほ似たような規定がございます。

一般に言われておりますのは、これは戦後の憲法のものでできた制度でございます。戦後の裁判官が現行憲法のもので非常に強い権限と強い身分保障が与えられた、そうすると、この裁判官を戦前の制度のように採用されてから後ずつと終身官として置くということは裁判官の独善と人事の停滞を招いていくというおそれがある。したがって、その強い権限及び身分保障と、それから人事の停滞とのバランスをとるためにこのような任期制が設けられたのだというふうに言われております。そのほかに付加的な理由といたしまして、戦後の裁判官の制度といたしましては、裁判官からだけではなくて、弁護士なり検察官なりから判事を任命していくという、そのような発想もありまして、そういう裁判官以外の法曹の世界から裁判官を任命していくという、そのような発想からもこういった任期制というものができたのだというふうに言われております。

私たちはやはりそれはそのような趣旨に受けとめておりまして、現実の問題としてこの十年間の任期というものは裁判官の一つの仕事の区切りと申しますか、あるいは身の振り方の区切りのようなものとして受けとめられております。したがって、それほど多くはございませんけれども、十年経過したところでやめていく、あるいは任期終了のその近辺で裁判官をやめて他に転身していくというような方が毎年ある程度あるわけでございます。

○中山千夏君 なるほど、その十年という任期が定められているところには非常に深い意味合いがあつて、その意味合いを認識しているということ、は判事というお仕事をなさる上でも大変重要なわけなんです。私全然わからないのですけれども、裁判官が任命されますね。そうすると、そのときに何か辞令が出ると思うんです。それに任期というのがあるんですか。それから十年たつとまた再任という形になりますか。続けてやる場合にはまた辞令が出て、そしてそれにもまた任

期が書いてあるのかどうか。それをちよつと伺いたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 裁判官と申しましても一番数が多いのは司法修習生を終えて最初に任命される判事補と、それから十年を経過した判事補が任命されていく判事と、この二種類でございます。判事補あるいは判事に任命するときは内閣から辞令、官記と言われておりますけれども、官記が出ます。この官記には単に判事補に任命する、あるいは判事に任命するということが書いてあるだけでございます。これをもちつた判事補なり判事は憲法あるいは裁判所法の規定から当然その任期は十年間であるということは観念しているわけでありまして、十年たつて新たに再任されるというときにはまた同じような形式の官記をもちうわけでありまして。

○中山千夏君 どうもありがとうございます。本日はやっぱりそれだけ大切な意味を持っている任期だつたら、辞令にちやんと書いてあつた方が、何というか、気構えがまたしつかりするからいいのじやないかしらと思ふんですが、これは裁判所に申し上げても仕方がないことで、何かの機会があつたら内閣の方にも言つてみようかと思ひます。

それで次の問題、これ最後になると思ふんですが、矯生局長に、ちよつと男性を相手にお話するには適当な話ではないような問題なんです。こういう状況なので仕方がないので伺ひます。

今母性保護という観念はかなり世の中で一般的になつてきてまして、女性が本来人類の必要のために持つてゐる女性の生理、つまり月経であるとか妊娠、出産のために何かリスクを負うようなことがあつてはならない、そういう考え方も余りあからさまには反対されないような世の中になつてきました。それで刑事施設に収容されている女性についてもやはりその母性保護というものは配慮されなければならぬし、配慮していらつしやる場所であらうと思ひます。

しておられるかを伺ひたいんですが、月経についてどんなふうに対応しておられますか。生理用品の官給があるというのを聞いていますので、けれども、現実にはどのような行われておりましたか。

○政府委員(石山陽君) 私ども体験ございませんが、ちよつと戸惑ひを感じつつかつお答えせざるを得ませんが、お許し願ひたいと思ひます。

女性議員ならでは御質問でございますので、早速女子を収容しております刑務所の方へ聞き合せておりましたところ、現在、生理用品は官給いたしておりました。それはどのような種類のものかとお申しますと、いわゆる生理用のナプキンと、それから生理用ショーツの二種類であるということでございます。おおむね一人当たり、症状によつて多寡がございますが、月に二ダース程度のナプキン、それからショーツにつきましては年に二枚程度ということに官給しているという報告がございました。

○中山千夏君 これは経験談だし、所によつてもいろいろ違ふだろうと思ふんですが、官給のされ方が非常に一律であつて、なかなか個人差に依じた官給をしてもらえないというのを聞いたんです。それで、御経験がないと思ひますが、月経というものは非常に個人差がありまして、とても短くて済んでしまふ人もあれば、とてもかかる人もあるわけなんです。そのかかる人が官給が足りなために、中では買うこともできるのださうですけれども、そのために働けない立場でありながらそれを買わなければならぬというようなことになるのはちよつと筋が違ふと思ひますので、今後その個人差というものを十分に頭に入れて、普通のことは違ひますので、対処していただきたいというふうに思ふのですが、いかがでございますか。

それからもう一つ、これが最後になりますが、やはり今も女性のことは余り体験がないからわからないとおつしやいましたけれども、少なくとも女子刑務所の所長さんにはやはり女性がおられた

方が何かと便利だろうと私は思ふんです。それで女子刑務所は今幾つでしょうか、七つぐらいか、五つでしたか。それで、その中で女子の刑務所長さんはどれぐらいいいになるのか。それからまた今後ふやしていけるお気持ちにはあられるのかどうか。それを最後の質問にしたいと思います。

○政府委員(石山陽君) 女子施設におきます生理用品につきましてはもちろん女性の生理現象の症状の軽重というのがあるということは私もも観念的にわかりますが、実際の運用といたしましては、自弁物品で購入することをもちろん認めておりますが、それ以外にそういう費用のない収容者については申し出によつて支給量の多寡は加減いたしておるという報告でございます。

それからもう一つのお尋ねの女子施設五カ所ございますが、現在女子が刑務所長をしております施設は二カ所でございます。それから男性が所長をしている場合には保安課長その他所内の幹部には必ず女性を登用している、これが現実でございます。

○中山千夏君 終わります。

○委員(大川清幸君) ほかに御発言もなければ、質疑は結局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(大川清幸君) 御異議ないと認めます。

○委員(大川清幸君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、園田清充君及び安井謙君が委員を辞任され、その補欠として藤田栄君及び福田宏一君が選任されました。

○委員(大川清幸君) それではこれより両案に対する討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○橋本敦君 議題となりました裁判所職員定員法

の一部を改正する法律案並びに供託法の一部を改正する法律案について、それぞれ反対という立場で簡単に討論をさしていただきます。

まず裁判所職員定員法でありますけれども、裁判所職員の定員の確保は、増大する事件の処理というだけにとどまらず、国民から信頼を受ける公正な裁判、憲法が要請する迅速な裁判、これを遂行する上で特別の重要性を持つてゐる課題であります。したがって、今年度予算でも裁判所当局は当面の厳しい人員抑制ということの中で、ぎりぎりの線として職員は一般職員についても一名増という、そういう要求をされておつたことにも見られておられますように、現状ではこれを減らすということは裁判所本来の職務からいつてかなり重大な問題を持つてゐるわけでありませぬ。

この委員会でも私は家庭裁判所の扱う少年事件についてお尋ねをいたしました。昭和五十年から五十九年まで九年間に少年関係事件は、もちろん軽微な事件も含めてありますが、十数万件ふえております。ところが、裁判官並びに家裁調査官は、それぞれ三名ないし四名しかふえていないという状況の答弁がありました。もちろんそれだけの努力によつて円滑に事務がやられてゐるとはいえ、それにしてもこういう状況に見られますように、裁判所の裁判官の増員もまた少年事件に劣らず、その他増大する事件に対応する上では極めて重要な課題であります。

裁判所の現状では全国で裁判官が常駐しない裁判所が百四十九庁、地裁家裁支部でも二百四十二庁のうち九十八庁が裁判官非常駐庁、こういうことになつてゐるようには私も把握しておりました。当面九名の増員というだけではとても賄ひ切れないう現状でありますし、それに加えて職員を二名減ずるといふことは、これは重大な影響を及ぼすと、こういうふうに考えざるを得ません。

以上の次第で、国民の負担にこたえる司法行政事務の円滑な遂行のためには本法案は反対ということを表示せざるを得ないわけでありませぬ。続きまして、供託法改正案でございますが、当

委員会の審査でも明らかにになりましたが、これは供託制度本来どういふ趣旨かということとは別として、法によつて利息を付すと決められてきた問題であります。したがつて、軽々に法によつて国民の利益となつてゐるこの問題を剝奪するような法を制定するということは極めて慎重でなくてはならないはずであります。それが国家財政の事情によつて過去三年がさらに六年延長されるということでありませぬから、政府の見通しの誤りということだけにとどまらず、こういう財政事情の逼迫が政府の政治の責任にかかわる問題であることを考えましても、その利息を剝奪するということが国民に転嫁するということにとだけだけの合理性があるか問題であります。

私も質問いたしました。供託金に利息を付す制度が発足して八十年、その間戦前戦後を通じて我が国では厳しい財政事情がいろいろな段階であつたわけでありませぬけれども、わずか年間二十ないし三十億に満たない国民の供託金に付す利息までこれを払わないというふうなことをやられた例はこれまでにもかつてない次第であります。したがつて、この供託金に利息を付さないという今回の改正については根本的に合理的な理由がないというふうに考えまして、反対の意見を表明する次第でございます。

○委員長(大川清幸君) ほかにも御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(大川清幸君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

方の挙手を願います。

○委員長(大川清幸君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(大川清幸君) 次に、証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○委員長(大川清幸君) 証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、刑事訴訟法の規定に基づいて裁判所または裁判長が被告人に付した国選弁護人またはその近親者が、国選弁護人の職務の遂行に關して被告人もしくはその事件の被害者またはこれらの者の支援者等から身体または生命に害を加えられた場合に国において療養その他の給付を行うこととし、これにより国選弁護人の職務の遂行の円滑化を図り、もつて刑罰法令の適正かつ迅速な適用実現に寄与しようとするものであります。

えられるおそれが生じた事例も発生していることにかんがみ、刑罰法令の適正かつ迅速な適用実現を図るためには、国選弁護人またはその近親者が国選弁護人の職務の遂行に關して被害を受けた場合に、刑事事件の証人及び参考人の場合と同様に国において一定の給付を行うこととする必要があること認められますので、本法案を提出することとしたものであります。

この法律案による改正点は、国選弁護人がその職務を行い、または行おうとしたことによつて、国選弁護人またはその配偶者、直系血族もしくは同居の親族が、他人からその身体または生命に害を加えられた場合に、その被害者等に対して国において療養給付、傷病給付、障害給付、遺族給付、葬祭給付または休業給付を行うこととするものであります。

以上が証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(大川清幸君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。本日はこれにて散会いたします。午後四時四十七分散会

第三部

法務委員会會議録第四号

昭和六十年三月二十八日

【参議院】

昭和六十年四月十二日印刷

昭和六十年四月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局